

別 冊

事 務 事 業 仕 分 表

| | | |
|-------|-------|----|
| 環境生活部 | | 1 |
| 福祉保健部 | | 8 |
| 農林水産部 | | 27 |
| 土木建築部 | | 44 |
| そ の 他 | | 61 |

事務事業仕分表(環境生活部)

| 項目 | 部No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | 備考 |
|----------------------------|------|--|---|-----|------|------|-----|---|
| I 地域の福祉サービスに関する事務 | | | | | | | | |
| I-2 福祉サービスの提供に関する事務 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 環1 | 図書類等の自動販売機等の設置届の受付、立入検査等に関すること | 広島県青少年健全育成条例32条1・2項、32条3項、45条1項 | | ○ | | | 住民生活に密着した行政サービスであり、市町が地域完結的に実施すべき事務。 ・立入検査については、県が訓令に基づき市町職員を委嘱。 |
| IV 環境の保全に関する事務 | | | | | | | | |
| IV-1 環境保全に関する事務 | | | | | | | | |
| 指導普及 | 環2 | 騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に関すること | (市町村指導) | | | ○ | | 市町の指導業務等であり、県の関与は縮小する。 |
| | 環3 | プール、海水浴場の衛生指導に関すること ●遊泳用プールの設置管理者指導 ●サメの危害に対する注意喚起 | (旧)水泳場管理指導要綱(昭56.7.15広島県環境局長通知) | | | ○ | | |
| | 環4 | 環境学習、環境教育に関すること | 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律9条1項・2項・5項(指導事務) | | | ○ | | |
| | 環5 | 衛生害虫に関すること ●害虫駆除相談 ●害虫多量発生時の市町村への情報提供 | | | | ○ | | |
| | 環6 | 容器包装リサイクル法に関すること ●市町村が行う容器包装廃棄物の分別収集に対する支援(排出量見込等の情報提供など) | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律8条5項 | | | ○ | | |
| | 環7 | 家電リサイクル法に関すること ●廃家電の適正な引渡し等についての市町指導、対県民普及啓発 | 特定家庭用機器再商品化法 | | | ○ | | |
| | 環8 | 公害防止協定に関すること ●県一企業間等における、地域の実情に即した個別の公害防止協定の締結 ●遵守状況の監視 | (県-企業間の個別協定) | | | ○ | | 県が対応すべき個別案件に係る事務(地域完結型の事務については、県の関与を縮小) |
| | 環9 | 環境影響評価審査案件に係る事後調査に関すること ●環境影響評価の実施者(業者)に対する事後調査の実施指導 | (アセス法・条例施行以前に施行の県アセス要綱の対象事業に関する指導) | | | ○ | | |
| | 環10 | びんごエコタウン構想に関すること ●びんごエコタウン構想推進委員会の運営 ●リサイクル発電等のエコビジネス育成支援等 | | | | ○ | | |

事務事業仕分表(環境生活部)

| 項目 | 部No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|------|------|---|--|------|------|-----|---|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | |
| 廃棄物等 | 環11 | 廃棄物処理法のうち一般廃棄物に関すること ●施設の設置許可、使用時の検査等 ●立入検査、改善命令等 ●施設設置者法人の合併・分割認可 ●最終処分場での埋立終了時の届出受付 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律8条1~4・5~6項、8条の2~3・5項、9条~9条の3、9条の5~1項、9条の6~1項、9条の7~2項 | ○ | | | 既に市町主体に実施している一般廃棄物に関する事務と併せて実施すべき事務。 |
| | 環12 | 廃棄物の不法投棄防止対策に関すること(不適正処理及び不法投棄を確認した場合を含む。) ●立入検査・物件検査・無償収去 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律19条1項 | ○ | | | 現実の産業廃棄物行政における取締強化を期し、市町へ権限移譲。ただし、県にも権限を留保。 |
| | 環13 | 廃棄物処理法のうち産業廃棄物に関すること(収集運搬業等の許可等に関する事務) ●収集運搬業の許可 ●収集運搬業の廃止・変更届出受付 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律14条1項、14条の2~1項、14条15項・14条の2~3項・14条の5~3項で準用する7条の2~3項 | | ○ | | 広域的に営まれる事業活動への規制であり、県実施。 |
| | 環14 | 廃棄物処理法のうち産業廃棄物に関すること(処理業等の許可等に関する事務) ●処分業の許可 ●処分業の廃止・変更届出受付 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律14条6項、14条の2~1項、14条15項・14条の2~3項・14条の5~3項で準用する7条の2~3項 | | ○ | | |
| | 環15 | 廃棄物処理法に関すること(産業廃棄物処理施設の許可等に関する事務) ●処理施設の設置・変更等の許可 ●関係市町通知、関係市町意見聴取 ●処理施設の許可取消、譲受・譲渡許可 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律条15条1~5・6項、15条の2~5項、15条の2の5~1項 15条の2の5~2項で準用する15条5項・同6項・15条の2~5項 15条の2の5~3項で準用する9条3~4・5項 15条の3~1・2項 15条の2の6、15条の3~1・2項 15条の4において準用する9条の5~1項・9条の6~1項・9条の7~2項 | | ○ | | |
| | 環16 | 廃棄物処理法に関すること(産業廃棄物排出事業者に関する事務) ●減量・処分計画の実施状況報告受領 ●措置命令、除去命令 ●除去の実施、費用徴収 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律12条7~8・9項、12条の2~8~10項、12条の3~6項、12条の6、18条1項、19条1項、19条1項、19条の3、19条の5、19条の6、19条の8 | | ○ | | |
| | 環17 | 県外産業廃棄物産業廃棄物に関すること ●報告要求 ●立入検査・物件検査・無償収去 ●改善命令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律12条の6、18条1項、19条1項、19条の3、19条の5、19条の6、19条の8 | | ○ | | |
| | 環18 | 廃棄物処理法(適正処理指導に係る総合調整)に関すること | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律19条の9、19条の10~1~3項、20条の2~1項、23条の5 | | ○ | | |
| | 環19 | 浄化槽法に関すること(設置届、浄化槽検査等に関する事務) ●浄化槽設置の届出受付 ●浄化槽使用開始の報告受付 ●浄化槽清掃業者等に対する指導等 | 浄化槽法5条、10条の2、12条、53条同施行細則2条 | ○ | | | 地域で完結する事務の性格から、基礎自治体に権限移譲 |
| | 環20 | 浄化槽法等に関すること ●保守点検業者に対する指示、報告要求、立入検査等 | 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(浄化槽法48条1項) | | ○ | | 広域的に営まれる事業活動への規制であり、県実施。 |

事務事業仕分表(環境生活部)

| 項目 | 部No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|----------|------|---|--|----------|----------|-----|--|
| | | | | 権限 移譲 | 窓口 委託 | 県実施 | |
| 公害防 止 | 環21 | PCB特別措置法に関すること ●保管・処分業者の定期届出受付 ●措置命令、報告要求 ●措置命令、報告要求、立入検査 | ボリ塩化ビニルフェル廃棄物の適正な 処理の推進に関する特別措置法8条、9 条、12条2項、14条、16条～18条 | | | ○ | 廃棄物処理法の個別法であり、産業廃棄物と同 様に扱う必要がある。 |
| | 環22 | 自動車リサイクル法の事務に関すること ●関係行政機関等に対する照会、協力 の求め ●関連事業者に対する報告徴収、立入 検査 | 使用済自動車の再資源化等に関する 法律127条、130条1項、131条1項 (14年度改正法(17年1月施行)により廃 棄物処理法の規定を適用) | | | ○ | |
| | 環23 | フロン回収破壊法に関すること ●回収業者・引取業者の登録受付 ●報告徴収、立入検査、措置命令等 | 特定製品に係るフロン類の回収及び破 壊の実施の確保等に関する法律9条1 項、12条1項、13条1項、15条1項、22条 2項、23条、24条、25条1項、29条1項、 42条1項、43条1・4・6項、64条1・2項、70 条、71条1項 28条・33条1項で準用する12条1項・13 条1項・15条1項 33条1・2項で準用する22条2項 | | | ○ | |
| 公害防 止 | 環24 | 大気汚染防止法に関すること ●ばい煙・粉じん発生施設の設置届出 受付 ●事故時の状況報告の受付 ●報告徴収、立入検査、改善命令等 | 大気汚染防止法 (移譲又は窓口委託)6条1項、7条1項、8条 1項、11条・12条3項(18条の13-2項で準用 する場合含む)、17条2項、18条1・3項、18 条の2-1項、18条の6-1・3項、18条の7-1項 (移譲又は県実施)9条、9条の2、10条2項 (18条の13-1項で準用する場合含む)、14 条1・3項、15条、15条の2、17条3項、18条の 4、18条の8、18条の11、18条の15、18条の 16、18条の18、26条1項、27条3～6項、28条 2項 | | ○ | ※ | ※ ※一般市・町には窓口委託を進め、今後の実績 等を踏まえ移譲検討。 |
| | 環25 | ダイオキシン類対策特別措置法に関する こと ●特定施設の設置届出受付 ●事故時の状況報告の受付 ●報告徴収、立入検査、改善命令等 | ダイオキシン類対策特別措置法 (移譲又は窓口委託)12条1項、13条1・2 項、14条1項、18条、19条3項、23条2項 (移譲又は県実施)15条～17条、22条1・3 項、23条3・4項、26条～28条、34条1項、35 条2～5項、36条2項 | | ○ | ※ | ※ |
| | 環26 | 水質汚濁防止法に関すること ●特定施設の設置届出受付 ●事故時の状況報告の受付 ●報告徴収、立入検査、改善命令等 | 水質汚濁防止法 (移譲又は窓口委託)5条1・2項、6条1～3 項、7条、10条、11条3項、14条3項、14条の 2-1・2項 (移譲又は県実施)8条、8条の2、9条の2、 13条～13条の3、14条の2-3項、22条1項 | | ○ | ※ | ※ |
| | 環27 | 瀬戸内海環境保全特別措置法に関する こと ●特定施設設置の許可 ●許可違反に対する措置命令 | 瀬戸内海環境保全特別措置法 (移譲又は窓口委託)5条1項、7条2項、8条 1項・4項、9条、10条3項 (移譲又は県実施)5条4・5項、8条3項、11 条 | | ○ | ※ | ※ |
| | 環28 | 広島県生活環境の保全等に関する条例 (旧:広島県公害防止条例)に関すること ●ばい煙・粉じん・污水等関係特定施設 設置の届出等受付 ●事故時の報告の受付 ●関係特定施設に係る報告徴収、立入 検査、改善命令等 | 広島県生活環境保全等に関する条例 (移譲又は窓口委託)8条1項、9条1項、10 条1項、13条・14条3項(23条1項で準用する 場合を含む)、19条1・3項、20条1項、23条 1項、25条～27条、30条、31条3項、91条2 項、92条2項 (移譲又は県実施)11条、12条2項、16条、 22条、28条、29条2項、33条1項、37条、40 条～42条、85条、88条、93条2項、94条、 104条1項 | | ○ | ※ | ※ |
| | 環29 | 特定工場における公害防止組織の整備 に関する法律に関すること ●公害防止総括者選任の届出受付 ●特定事業者の物件検査等 | 特定工場における公害防止組織の整備に 関する法律 (移譲又は窓口委託)3条3項(4条3項・5条3 項・6条2項で準用する場合を含む) (移譲又は県実施)11条1項 | | ○ | ※ | ※ |

事務事業仕分表(環境生活部)

| 項目 | 部No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備 者 |
|----|------|--|--|------|------|-----|---|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | |
| | 環30 | PRTR法に関すること ●第一種指定化學物質等取扱業者による排出量・移動量の届出受付(経由)等 | 特定化學物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律 5条3項, 6条3項, 7条2・3・5項, 9条2・5項, 13条 | ○ | | | 公害規制行政に準じ政令市・中核市・特例市に移譲。ただし、国への数値経由事務で審査の性格が薄いため、窓口委託のメリットは少ない。 |
| | 環31 | 土壤汚染対策法に関すること ●有害物質使用特定施設等からの土壤調査結果の報告受付 ●土地所有者に対する措置命令等 ●汚染除去措置の実施 | 土壤汚染対策法3条, 4条, 7条1・2項, 9条, 29条1項, 30条 7条3項で準用する4条2項 | | ○ | | 本県での稼動実績がない新しい法律であり、当面県実施。 |
| | 環32 | 生活排水浄化対策に関すること ●普及啓発 ●生活排水対策協議会運営 | | | ○ | | 市町の指導・啓発事務であり、県の関与を縮小。 |
| | 環33 | 化製場に係る市町指導に関すること(市町助言) | 化製場等に関する法律 | | ○ | | |
| | 環34 | 航空機、新幹線及び自動車交通公害に関すること ●広域的な騒音調査等 | | | | ○ | |
| | 環35 | 下水道終末処理場の維持管理の指導に関すること ●公共下水道管理者・流域下水道管理者・都市下水路管理者に対する指示・報告徴収 | 下水道法37条1項, 39条2項 | | | ○ | 広域的な影響を考慮して行う事業等の規制であり、県実施。 |

III 事業活動の規制に関する事務

III-1 事業活動の許可等に関する事務

| | | | | | | | |
|-----|--------------|---|---|--|--|--|--|
| 環36 | 火薬類販売営業の許可 | 火薬類取締法5条, 8条, 13条, 16条, 18条, 22条 火薬類取締法施行規則10条, 11条 | ○ | | | | 市町の広域消防体制の整備に合わせ、危険物取扱行政を総合的に実施できるよう、県が有する権限を移譲。 |
| 環37 | 火薬庫設置許可等 | 火薬類取締法11条～12条の2, 14条, 15条 火薬類取締法施行規則13～33条, 41条, 44条 | ○ | | | | |
| 環38 | 火薬類譲受・譲渡等の許可 | 火薬類取締法17条 火薬類取締法施行令2条 火薬類取締法施行規則35～39条 | ○ | | | | |
| 環39 | 火薬類輸入の許可 | 火薬類取締法24条 火薬類取締法施行規則46, 47条 | ○ | | | | |
| 環40 | 火薬類消費の許可 | 火薬類取締法25条 火薬類取締法施行規則48～56の5条 | ○ | | | | |

事務事業仕分表(環境生活部)

| 項目 | 部No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|-----|---|------|---|----------|----------|-----|--|
| | | | | 権限 委託 | 窓口 受付 | 県実施 | |
| 環41 | 火薬類廃棄の許可 | | 火薬類取締法27条 火薬類取締法施行規則65~67条 | ○ | | | 市町の広域消防体制の整備に合わせ、危険物取扱行政を総合的に実施できるよう、県が有する権限を移譲。 |
| 環42 | 危害予防規程等に関する認可等 ●危害予防規程の認可 ●保安責任者等の選任届受付 | | 火薬類取締法28~30条、34~36条、42~45条、48条、52条、56の2条 火薬類取締法施行令13条、14条、16条 火薬類取締法施行規則6条、44条の2~44条の5、67条の2~67条の11、69条、70条、70条の4~70条の6、81条の13、81条の14、82条、89条 | ○ | | | |
| 環43 | 高圧ガスの製造、貯蔵所の許可・届出受付 | | 高圧ガス保安法5~19条、21条1~4項 (ただし、コンビナート事業所にかかる事務を除く。) | ○ | | | |
| 環44 | 高圧ガスの製造、貯蔵所の完成検査 | | 高圧ガス保安法20条、39条の11(ただし、コンビナート事業所にかかる事務を除く。) | ○ | | | |
| 環45 | 高圧ガスの販売届出受付 | | 高圧ガス保安法20条の4~20条の7、21条5項 | ○ | | | |
| 環46 | 高圧ガスの輸入検査 | | 高圧ガス保安法22条 | ○ | | | |
| 環47 | 高圧ガスの消費者届出受付 | | 高圧ガス保安法24条の2~24条の4 | ○ | | | |
| 環48 | 高圧ガスの危害予防規程・保安組織等の保安事務 ●危害予防規程の届出受付 ●保安統括者等の選任届受付 | | 高圧ガス保安法26~28条、33条、34条(コンビナート事業所にかかる事務を除く) | ○ | | | |
| 環49 | 高圧ガス製造の保安検査 | | 高圧ガス保安法35条、39条の11(コンビナート事業所にかかる事務を除く) | ○ | | | |
| 環50 | 高圧ガス製造等の許可取消し停止命令 | | 高圧ガス保安法38条(コンビナート事業所にかかる事務を除く) | ○ | | | |
| 環51 | 高圧ガス施設等への緊急措置 ●災害発生防止等のための施設使用停止命令等 | | 高圧ガス保安法39条(コンビナート事業所にかかる事務を除く) | ○ | | | |

事務事業仕分表(環境生活部)

| 項目 | 部No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|-----------------------|------|---|--|------|------|-----|---|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | |
| | 環52 | 高圧ガス関係者の指導監督等 | 高圧ガス保安法61条～65条、74条(コンビナート事業所及び容器関係事業所にかかる事務を除く) | ○ | | | 市町の広域消防体制の整備に合わせ、危険物取扱行政を総合的に実施できるよう、県が有する権限を移譲。 |
| IV-2自然保護に関する事務 | | | | | | | |
| 自然公園 | 環53 | 自然公園等の維持修繕に関する事務 | | ○ | | | 地域性が強く、利用者ニーズや地域の実情を反映して市町が整備管理すべき事務。 |
| | 環54 | 自然公園等の管理に関する事務(国定公園) ●特別地域等の禁止行為の許可 ●実地調査 | 自然公園法13条3・6～8項、14条3・6・7項、25条、27条、28条、30条2項、50条1・2項 | ○ | | | 地域性が強く、利用者ニーズや地域の実情を反映して市町が整備管理すべき事務。 ・広域的視点での調整等が必要な事務についてはその仕組みを検討。 (利用調整地区・普通地域は未指定) |
| | 環55 | 自然公園等の管理に関する事務(県立公園) ●特別地域等の禁止行為の許可 ●実地調査 | 広島県自然公園条例11条3・5～7項、20条、22条1項、23条1・2項、25条2項、38条1・2項 | ○ | | | |
| | 環56 | 自然環境保全地域の管理に関する事務 ●禁止行為の許可 ●利用・駐車の拒否・退去命令 | 広島県自然環境保全条例16条4・5・7・9項、17条3項6号、17条4項で準用する16条5項、18条1・3・5項、19条1項、20条1項、25条1・2・4・6項、26条1項 | ○ | | | |
| | 環57 | 自然海浜保全地域の管理に関する事務 ●禁止行為の許可 | 広島県自然海浜保全条例6条1・2項、7条1・2項、8条 | ○ | | | |
| | 環58 | 都市公園法等(宮島都市公園)の管理に関する事務 ●禁止行為の許可 ●占用許可、現状回復・措置命令 | 都市公園法5条2項、6条1・3項、10条2項、11条 都市公園条例2条1項、7条1・2項 (宮島公園に係るものに限る) | ○ | | | 同上 ・公園土地を県へ無償貸付している国との協議の上、移譲等の手法を検討。 |
| | 環59 | 自然公園等の施設管理に関する事務 | | ※ | | | ※指定管理者制度を活用 (一部、事務委託・施設移管等) |
| 野生生物 | 環60 | 野生生物保護管理に関する事務 ●鳥獣の捕獲、鳥類の卵の採取等の許可 ●捕獲者・採取者に対する措置命令等 | 鳥獣保護法9条、10条、75条 | ○ | | | 地域性が強く、利用者ニーズや地域の実情を反映して市町が整備管理すべき事務。 ・第9次(平14～18)鳥獣保護事業計画の改訂に合わせ移譲(希少鳥獣以外の鳥獣に係る許認可は権限移譲済) |

事務事業仕分け(環境生活部)

| 項目 | 部No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|----|------|---|--|------|------|-----|----------------------------------|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | |
| | 環61 | 狩猟免許及び狩猟登録に関すること ●狩猟の免許等 ●狩猟者の登録受付等 | 鳥獣保護法40条, 42条, 43条, 45条2項, 46条, 49~52条, 54条, 55条, 57条~61条, 63~67条, 75条 | | | ○ | 広域的な行為規制であり、受付時の審査の性格も薄いことから県実施。 |

V.都市の整備に関する事務

V-1都市行政に関する事務

| | | | | | | | |
|--------|-----|--|-------------------------------|---|--|--|--|
| 屋外広告物等 | 環62 | 景観形成地域内の広告物の表示行為等及び大規模行為の届出受付 | ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例11条2項・3項 | ○ | | | まちづくりの事務の一環として市町が担うべき事務であり、権限移譲。 (受入希望済の7市(呉・福山・府中・三次・竹原・大竹・廿日市)には16年度権限移譲済) ・景観法の施行に併せ、市町での条例制定を促進する。 |
| | 環63 | 景観形成地域内の行為の届出受付時の必要な指導、建築物等の所有者等に対する措置を講じる旨の指導 | ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例14条1項・2項 | ○ | | | |
| | 環64 | 大規模行為届出対象地域での大規模行為の届出受付 | ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例18条1項・2項 | ○ | | | |
| | 環65 | 大規模行為届出対象地域での大規模行為の届出時の必要な指導 | ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例20条1項 | ○ | | | |

V-3国土利用計画

| | | | | | | | |
|--------|-----|--|-------------------------------|---|--|--|--|
| 国土利用計画 | 環66 | 国土利用計画法及び土地利用対策の連絡調整に関すること ●土地売買等の届出受付、意見書作成 ●遊休地に関する計画の届出受付、意見書作成 | 国土利用計画法23条, 24条1項, 28条, 29条1項 | ○ | | | ・審査に要する関係権限の移譲等の進捗に併せ、事務効率の観点から適宜権限移譲を進めること。 |
|--------|-----|--|-------------------------------|---|--|--|--|

事務事業仕分表(福祉保健部)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | 備考 |
|-------------|-------|--|----------------------------------|-----------------------|----------------------------------|
| | | | | 権限移譲 窓口委託 | 県実施 |
| 【福祉・その他の事務】 | | | | | |
| 指導助言・補助事務等 | 福1 | 老人保健福祉月間事業に関すること(百歳老人の表彰等事業実施) | (対住民指導普及) | <input type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> |
| | 福2 | 介護保険制度普及啓発事業に関すること | 介護保険法5条ほか (対市町指導普及) | <input type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> |
| | 福3 | 介護保険保険者(市町村)指導事務に関すること | 介護保険法5条ほか (対市町指導普及) | <input type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> |
| | 福4 | 老人保護措置事務指導監査に関すること | 老人福祉法6条の3 (対市町指導普及) | <input type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> |
| | 福5 | 在宅サービス推進のための助言・指導に関するこ | 介護保険法・老人福祉法 (対市町指導普及) | <input type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> |
| | 福6 | 介護保険事業計画等(老人保健福祉計画を含む。)の進行管理に関するこ | 介護保険法・老人福祉法 (対市町指導普及) | <input type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> |
| | 福7 | 児童福祉施設の整備指導に関するこ ●設置時の手続案内等 | 児童福祉法 (対市町指導普及) | <input type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> |
| | 福8 | 市町の障害者プランの策定支援に関するこ | (市町の策定義務:障害者基本法9条3項) | <input type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> |
| | 福9 | 行旅病人及び行旅死亡人取扱法に関するこ ●補助金事務(経由) | 行旅病人及び行旅死亡人取扱法5条、13条(国補助金事務) | <input type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> |
| | 福10 | 療養援護事業に関するこ(補助金交付等) | 広島県補助金等交付規則 広島県療養援護事業費補助金交付要綱 | <input type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> |
| | 福11 | 被爆者援護法による手当等に関するこ ●医療特別手当・原子爆弾小頭手当・健康管理手当等の認定・支給 ●葬祭料・特別葬祭給付金の支給 | 被爆者援護法7条~9条 | <input type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> |

事務事業仕分表(福祉保健部)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|----|-------|--------------------------------------|--|------|------|-----|--------------------------|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | |
| | 福12 | 被爆者援護法による手当等に関すること ●居宅生活支援事業 | 被爆者援護法38条 | | ○ | | 市町の指導事務等であり、県の関与を段階的に縮減。 |
| | 福13 | 被爆者援護法定外の援護事業に関すること | (県事業) | | ○ | | |
| | 福14 | 障害者関係団体の育成指導に関すること | (対住民普及啓発) | | ○ | | |
| | 福15 | 骨髓移植の登録の推進に関すること | (対住民普及啓発) | | ○ | | |
| | 福16 | 災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律に関するこ(補助金) | 災害救助法3章 (国補助金事務) 災害弔慰金の支給等に関する法律 (国補助金事務) | | ○ | | 補助金等に関わる事務であり、県実施。 |
| | 福17 | 民生委員協議会運営費県費負担金、民生委員推薦会運営費県費負担金に関するこ | 民生委員法 (県負担金事務) | | ○ | | |
| | 福18 | 老人保護措置費国庫負担金に関するこ | 老人福祉法26条1項 (国負担金事務) | | ○ | | |
| | 福19 | 老人保護措置費県費負担金に関するこ | 老人福祉法24条1項 (県負担金事務) | | ○ | | |
| | 福20 | 在宅福祉事業費補助金に関するこ(介護予防・地域支え合い事業を含む。) | 介護保険法等 (国補助金事務) | | ○ | | |
| | 福21 | トータルケア21推進交付金に関するこ | トータルケア21推進交付金交付要綱 広島県補助金等交付規則 (県交付金事務) | | ○ | | |
| | 福22 | 低所得者利用者負担軽減事業に関するこ | 低所得者に対する介護サービスに係る利用者負担額減免事業費補助金交付要綱 (県補助金事務) | | ○ | | |
| | 福23 | 介護保険事業費補助金等に関するこ | 介護保険法 (国補助金事務) | | ○ | | |

事務事業仕分表(福祉保健部)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | 備考 |
|----|-------|--|--|------|------|--|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | |
| | 福24 | 老人保健事業補助金に関すること | 老人保健法 (国補助金事務) | | ○ | 補助金等に関わる事務であり、県実施。 |
| | 福25 | 児童手当法に関すること | 児童手当法 (国補助金事務) | | ○ | |
| | 福26 | 児童環境づくり基盤整備事業費県費補助金に関すること | 児童環境づくり基盤整備事業(育児等健康支援事業)費県費補助金交付要綱 (県補助金事務) | | ○ | |
| | 福27 | 身体障害者保護費県費負担(補助)金に関すること | 身体障害者福祉法 (国補助金事務) | | ○ | |
| | 福28 | 養護老人ホーム入所調整に関すること | 養護老人ホーム入所調整会議設置要綱 (市町間調整) | | ○ | 市町間の調整等を行う事務であり、県の関与を段階的に縮小。 |
| | 福29 | 介護保険審査会の運営に関すること | 介護保険法184条 | | ○ | 市町事務における紛争処理の事務であり、県の関与を段階的に縮減。 |
| | 福30 | 旧軍人軍属等の叙勲及び叙勲に関する事務 | (叙勲等経由事務) | | ○ | 叙勲等の事務は、国の示す規定の事務ルートを保たざるをえず、当面県実施とする。 |
| | 福31 | 保健福祉関係の叙勲及び褒賞に関する事務 | (叙勲等経由事務) | | ○ | |
| | 福32 | 表彰に関する事務 ●市町村、関係団体への推薦依頼 ●とりまとめ、国への報告 | (叙勲等経由事務) | | ○ | |
| | 福33 | 老人保健福祉月間事業に関する事務 ●月間活動状況とりまとめ | 国への月間活動状況報告 | | ○ | 実施状況報告等のルートを効率的に改善。 |
| | 福34 | 児童に関する福祉思想の普及啓発に関する事務 ●児童福祉月間事業実施状況のとりまとめ | 国への月間活動報告(統計事務) | | ○ | |
| | 福35 | 心身障害者に関する福祉思想の普及啓発に関する事務 ●心身障害者福祉強調月間事業実施状況のとりまとめ | 国への月間活動状況報告 | | ○ | |

事務事業仕分表(福祉保健部)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|----------------|-------|---|---|------|------|--------------|--|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | |
| | 福36 | 心身障害者扶養共済制度に関すること ●掛金減額決定 ●年金管理者指定 | 広島県心身障害者扶養共済制度条例6条の2, 8条6項, 17条6項 | | ○ | | 実施状況報告等のルートを効率的に改善。 |
| | 福37 | 身体障害者福祉法による医師の指定等に関すること | 身体障害者福祉法15条, 19条 | | ○ | | 実施状況報告等のルートを効率的に改善。 |
| | 福38 | 戦傷病者特別援護法による補装具の給付等に関すること | 戦傷病者特別援護法21条 | | ○ | (DB化による集中管理) | |
| | 福39 | 献血の推進に関すること ●採血事業者からの報告徴収, 立入検査等 | 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律23条1項 (啓発・円滑実施:5条) | | ○ | | 処理件数が極めて少ない。実際の主業務である広報・啓発については、市町にも實務があり、県の関与を縮小。 |
| 【福祉・福祉事務所の事務等】 | | | | | | | |
| 指導助言・補助事務等 | 福40 | 国民生活基礎調査等の実施に関すること(所得票) | 国民生活基礎調査規則11条3項(統計事務) | ○ | | | 福祉事務所の設置後、福祉事務所に関連した県の事務を移譲。 |
| 民間協力・人材育成 | 福41 | 社会福祉士等の実習に関すること (法令等の規定によるもの) ●社会福祉士・社会福祉主事・訪問介護員 | [社会福祉士]社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則5条1号ヲ 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設を定める件1項4号 [社会福祉主事]社会福祉主事養成機関等指定規則13条2号, 別表第3 [訪問介護員]介護保険法施行令3条1項2号, 訪問介護員に関する省令5条1号ホ, 別表第1 | ○ | | | |
| | 福42 | 民生委員・児童委員に関すること ●指揮監督 ●研修 ●報償費支払 | 民生委員法17条1項, 18条 児童福祉法12条の2・3項 | ○ | | | |
| 福祉事業等 | 福43 | 介護保険事業者等指定事務に関すること | 介護保険法41条, 46条, 48条, 94条 | ○ | | | |
| | 福44 | 介護保険事業者の指導監督事務に関すること ●帳簿書類の提示, 報告要求等 | 介護保険法24条, 76条, 83条, 90条, 100条, 112条 | ○ | | | |

事務事業仕分表(福祉保健部)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | 備考 |
|------|-------|--|--|---------------------|------------------------------|
| | | | | 権限移譲 窓口委託 県実施 | |
| | 福45 | 老人居宅生活支援事業等の届出受付等に関すること ●事業の届出受付等 ●老人デイサービスセンター等の設置・定員増減の届出受付等 | 老人福祉法14条, 14条2項, 14条の3, 15条2項, 15条の2, 16条1項 | ○ | 福祉事務所の設置後、福祉事務所に関連した県の事務を移譲。 |
| | 福46 | 老人居宅生活支援事業等の指導監督に関すること ●報告要求、立入検査、改善命令等 | 老人福祉法18条1項, 18条の2 | ○ | |
| | 福47 | 社会福祉法人の指導監督等に関すること ●定数の認可、変更認可 ●解散・合併の認可等 ●報告徴収、業務停止・解散命令等 | 社会福祉法31条, 43条, 46条, 49条, 56条, 57条 (一次計画掲載) | ○ | |
| | 福48 | 社会福祉法人の設置する保護施設の設置認可等に関すること ●施設の認可、名称等の変更認可 ●休止・廃止の時期の認可 ●報告徴収、業務停止、解散命令等 | 生活保護法41条3項, 41条5項, 42条, 44条1項, 45条2項, 46条3項, 48条3項 (一次計画掲載) | ○ | |
| | 福49 | 社会福祉事業の許可等に関すること ●第二種社会福祉事業開始の届出受付 ●報告徴収、検査 ●経営者の許可取消等 ●寄付金募集の許可 | 社会福祉法69条, 70条, 72条1項, 72条3項, 73条 (一次計画掲載) | ○ | |
| | 福50 | 養護老人ホーム等の設置認可等に関すること ●設置認可、変更届出受付等 ●入所定員の減少時期・減少の認可 ●報告徴収、立入検査 | 老人福祉法15条4・5項, 15条の2・2項, 16条2・3項, 18条2項, 19条1項, 29条 老人福祉法施行規則4条の3, 5条 (一次計画掲載) | ○ | |
| | 福51 | 児童福祉施設の設置認可等に関すること ●設置・廃止の認可 ●改善命令、事業停止命令、立入検査等 ●費用徴収、支出命令 | 児童福祉法 35条4・7項, 46条3・4項, 56条, 58条, 59条1・3項 (一次計画掲載) | ○ | |
| 生活保護 | 福52 | 生活保護法の現業事務等に関すること ●保護の開始・変更・停止・廃止 ●保護の方法の決定 ●保護施設の運営指導 など | 生活保護法24条1・5項, 25条1・2項, 26～27条の2, 28条1・4項, 5章, 43条1項, 48条4項, 62条3・4項, 76条, 77条1項, 78条, 80条, 81条 | ○ | |
| 児童福祉 | 福53 | 助産施設・母子生活支援施設への入所に関すること ●妊娠婦の助産の実施 ●保護者及び児童の母子生活支援施設における保護 | 児童福祉法22条, 23条 | ○ | |
| | 福54 | 児童扶養手当の支給に関すること | 児童扶養手当法4条 | ○ | |
| | 福55 | 児童扶養手当の認定に関すること | 児童扶養手当法6条 | ○ | |
| | 福56 | 特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当の認定・支給に関すること | 特別児童扶養手当法19条～21条, 22条の2, 24条, 26条, 36条1項, 37条 国民年金法等一部改正法(昭60法34)附則97条 (旧制度の経過措置) | ○ | |

事務事業仕分表(福祉保健部)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|-------|-------|---|---|------|------|-----|---|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | |
| | 福57 | 家庭児童相談室における相談指導業務に関すること | 家庭児童相談室設置運営要綱(厚生省) | ○ | | | 福祉事務所の設置後、福祉事務所に関連した県の事を移譲。 |
| | 福58 | 児童居宅生活支援事業等の届出受付・指導監督に関すること | 児童福祉法34条の4、34条の5 | ○ | | | |
| | 福59 | 特別児童扶養手当の認定等に関すること ●受給資格認定 ●支給制限、返還、不支給、支払差止等 ●不正利得徴収、支払調整 | 特別児童扶養手当法5条1項・2項、6条～8条、9条2項、11条、12条、16条 | ○ | | | |
| | 福60 | 助産施設、母子生活支援施設、保育所(無認可を含む)、児童厚生施設の指導監督に関すること | 児童福祉法46条、59条1・3項、59条の2-1・2項、59の2の5-1・2項 | ○ | | | |
| 障害者福祉 | 福61 | 知的障害者居宅生活支援事業等の届出受付・指導監督に関すること | 知的障害者福祉法18条、20条、21条の2、21条の3 | ○ | | | |
| | 福62 | 身体障害者相談員・知的障害者相談員に関すること | 身体障害者福祉法12条の3 知的障害者福祉法15条の2 | ○ | | | |
| | 福63 | 身体障害者手帳の認定交付等に関すること | 身体障害者福祉法15条 身体障害者手帳事務処理要領 | ○ | | | ・社会福祉審議会の設置要件改正等までの間、事務処理要領に定める医師等の判断が必要な認定については県社会福祉審議会へ諮問 |
| | 福64 | 身体障害者居宅生活支援事業等に関すること ●事業の届出受付等 ●指導監督等 | 身体障害者福祉法26条、39条、40条 | ○ | | | |
| | 福65 | 障害者支援費制度に関すること ●指定居宅支援事業者の指定等 ●指導監督等 | 身体障害者福祉法17条の4-1項、17条の20、17条21項-1項、17条の22-1項 知的障害者福祉法15条の5-1項、15条の20、15条の21-1項、15条の22-1項 児童福祉法21条の10-1項、21条の20、21条の21-1項、21条の22-1項 | ○ | | | |
| | 福66 | 心身障害者扶養共済制度に関すること ●申請書・請求書等受付(県への経由事務) | 広島県心身障害者扶養共済制度条例17条1～5項 広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則4条～10条、12条、14条、14条の2 ※経由:同施行規則16条 | ○ | | | |

事務事業仕分表(福祉保健部)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | 備考 |
|-------------|-------|--|---|---------------------|---|
| | | | | 権限移譲 窓口委託 県実施 | |
| 母子寡婦福祉 | 福67 | 母子家庭及び寡婦の相談指導に関すること | 母子寡婦福祉法8条、9条 | ○ | 福祉事務所の設置後、福祉事務所に関連した県の事務を移譲。 (市町への債権譲渡等にあたり国との調整が必要) |
| | 福68 | 母子・寡婦福祉資金の貸付償還に関すること | 母子寡婦福祉法13条1~31項、32条1項-2項 | ○ | |
| その他 | 福69 | 被爆者保健指導に関すること ●心身の健康に関する相談 ●被爆者の居宅における日常生活に関する相談 ●その他被爆者の援護に関する相談 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律37条 原爆被爆者介護手当等国庫負担(補助)金交付要綱 | ○ | |
| | 福70 | 被爆者援護法による健康管理・医療に関すること ●健康診断及びその記録 ●健康診断の結果必要があるときの指導 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律7~9条 | ○ | |
| | 福71 | D・V法に関すること ●被害者の自立支援措置(相談等) | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(16年度改正後)8条の3 | ○ | |
| 【保健・その他の事務】 | | | | | |
| 医療等従事者 | 福72 | 医師法に関すること ●免許申請受付、免許証交付、再免許交付(国への経由) | 医師法2条、6条2項、7条3項 同法施行令2条、3条2項、4条1項、5条2項、6条2項、7条 | ○ | 広域的に営まれる事業活動の規制(国への経由事務等)であり、窓口事務の市町委託を進める。 |
| | 福73 | 歯科医師法に関すること ●免許申請受付、免許証交付、再免許交付(国への経由) | 歯科医師法2条、6条2項、7条4項 同法施行令1条、5条2項、4条1項、5条2項、6条2項、7条 | ○ | |
| | 福74 | 歯科衛生士法に関すること ●定例届出受付(国への経由) | 歯科衛生士法6条3項 | ○ | |
| | 福75 | 薬剤師法に関すること ●免許申請受付、免許証交付、再免許交付(国への経由) | 薬剤師法2条、7条2項、8条4項 同施行令1条 | ○ | |
| | 福76 | 歯科技工士法に関すること ●免許申請受付、免許証交付、再免許交付(国への経由) | 歯科技工士法3条、6条2項、8条3項 同施行令1条、3条2項、4条1項、5条2項、6条2項、7条 | ○ | |
| | 福77 | 歯科技工士法に関すること ●定例届出受付(国への経由) | 歯科技工士法6条3項 | ○ | |

事務事業仕分表(福祉保健部)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | 備考 |
|--------------|-------|---|--|--------------|--|
| | | | | 権限移譲 窓口委託 | 県実施 |
| | 福78 | 診療放射線技師法に関すること ●免許申請受付、免許証交付、免許証返納(国への経由) | 診療放射線技師法3条、8条、11条 同法施行令1条の3-2項、2条1項、3条2項、4条1項 | ○ | |
| | 福79 | 理学療法士及び作業療法士法に関すること ●免許申請受付、免許証交付、再交付(国への経由) | 理学療法士及び作業療法士法3条、6条2項、7条2項 同法施行令1条、3条2項、4条1項、5条2項、6条2項、7条 | ○ | |
| | 福80 | 視能訓練士法に関すること ●免許申請受付、免許証交付、再交付(国への経由) | 視能訓練士法3条、6条2項、8条3項 同法施行令1条、3条2項、4条1項、5条2項、6条2項、7条 | ○ | |
| | 福81 | 保健師助産師看護師法に関すること ●保健師・助産師・看護師の免許申請受付、免許証交付、再交付(国への経由) | 保健師助産師看護師法7条、12条2項、14条3項 同法施行令1条1項、6条1項、7条1項 | ○ | |
| | 福82 | 保健師助産師看護師法に関すること ●准看護師の免許申請受付、免許証交付、再交付 | 保健師助産師看護師法8条、12条、14条3項 同法施行令1条2項、6条1項、7条1項 | ○ | |
| | 福83 | 保健師助産師看護師法に関すること ●定期届出受付 | 保健師助産師看護師法33条 | ○ | |
| | 福84 | 栄養士、調理師に関すること ●栄養士の免許申請受付、免許証交付、取消等 | 栄養士法2条1項、4条1項、5条1項 同法施行令1条1項 調理師法3条の2、5条 同施行令11~15条 | ○ | |
| | 福85 | 管理栄養士に関すること ●栄養士の免許申請受付、免許証交付(国への経由) | 栄養士法2条3項、4条3項 同法施行令1条2・3項 | ○ | |
| | 福86 | 製菓衛生師法に関すること ●免許申請受付、免許交付等 | 製菓衛生師法2条、3条、7条3項 同法施行令1条、3条2項、4条、5条2項、6条2・4項、7条 | ○ | |
| | 福87 | 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に関すること ●免許申請、免許証交付等(国への経由) | 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律3条、6条2項、8条3項 同法施行令3条、5条2項、6条1項、7条2項、8条2項、9条 | ○ | |
| (指導助言・補助事務等) | 福88 | 市町村保健センター整備事業に関すること ●運営指導・監督 | (対市町村指導普及) | ○ | 市町村職員等の研修又は市町の指導・広域的支援に関わる事務であり、県の関与を段階的に縮減。 |
| | 福89 | 保健師活動業務一般に関すること ●各種保健計画の支援 ●地域の健康情報の収集分析・調査研究 ●市町村の求めによる技術的助言・支援 | 地域における保健師の保健活動指針1 | ○ | |

事務事業仕分表(福祉保健部)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|------|-------|--|---|------|------|-----|--|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | |
| 福90 | | 保健福祉業務従事者の研修に関すること ●地域ケアの総合調整研修(県・市町村職員研修)の実施 | 地域保健対策の推進に関する基本的な指針第3-2(2)4 地域ケアの総合調整研修実施要領(県事業) (対市町村研修) | | ○ | | 市町村職員等の研修又は市町の指導・広域的支援に関する事務であり、県の関与を段階的に縮減。 |
| 福91 | | 精神保健福祉研修に関すること ●住民への普及啓発(精神障害者への理解促進) | (対住民普及啓発) | | ○ | | |
| 福92 | | 喫煙対策に関すること ●受動喫煙の防止措置 | 健康増進法25条 | | ○ | | |
| 福93 | | 森永ひ素ミルク中毒に関すること ●関係市民団体による相談会等の場の提供 | (対住民普及啓発) | | ○ | | |
| 福94 | | 市町村保健センター整備事業に関すること(整備) | 広島県補助金等交付規則 (県補助金事務) | | ○ | | 補助金等に関する事務であり、県実施。 |
| 福95 | | 救急・へき地医療対策(補助金)にすること | 広島県補助金等交付規則 (県補助金事務) | | ○ | | |
| 福96 | | 精神障害者就労促進事業に関すること | 精神障害者就労促進(共同作業所運営等)補助事業実施要領 広島県補助金等交付規則 (県補助金事務) | | ○ | | |
| 福97 | | 精神障害者通院医療費公費負担の申請受付事務に関すること | 精神保健福祉法32条 | | ○ | | |
| 福98 | | 心身障害者就労促進事業補助金に関すること | 広島県補助金等交付規則 (県補助金事務) | | ○ | | |
| 福99 | | 母子保健事業評価事業に関すること | 母子保健医療推進事業実施要領 | | ○ | | |
| 福100 | | 母子保健事業補助金に関すること | 広島県補助金等交付規則 (県補助金事務) | | ○ | | |
| 福101 | | 毒ガス障害者の更正指導支援に関すること | 毒ガス障害者に対する救済措置要綱 広島県補助金等交付規則 (国委託事務) | | ○ | | (竹原市等に事務委託) |

事務事業仕分表(福祉保健部)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | 管理者 | |
|--------------|-------|--|---------------------------------------|--------------|-----|---|
| | | | | 権限移譲 窓口委託 | 県実施 | |
| | 福102 | 管理栄養士、栄養士、調理師に関すること(表彰) ●市町村、関係団体への推薦依頼 ●とりまとめ、国への報告 | (叙勲事務) | | ○ | 福祉の叙勲事務と同様 |
| | 福103 | 広島県救急医療情報ネットワークに関すること | (診療所開設届の入力システムの運用) | | ○ | 入力用の事務ツールの運用事務 |
| | 福104 | 母体保護法に関すること ●受胎調節の実地指導の指定、取消、台帳整理 | 母体保護法15条1項 | | ○ | 処理件数が極めて少ないと、市町に移譲する母子保健事務との関連性が薄いことなどから、県実施。 |
| | 福105 | 母体保護法に関すること ●不妊手術、人口妊娠中絶の届出受付 | 母体保護法25条 | | ○ | |
| | 福106 | 生活衛生同業組合の運営の適正化に関すること ●県指導センターの立入検査 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律61条1項 | | ○ | 規制対象が1団体であり、県実施 |
| | 福107 | 医療法に関すること ●地域医療支援病院の承認(病院) | 医療法4条1項 | | ○ | 規制対象が2団体であり、県実施 |
| | 福108 | 温泉に関すること ●掘削の許可等 | 温泉法3条～12条 | | ○ | 処理件数が少ないこと、広域的実施が必要な事務であることから、県実施 |
| | 福109 | 水道に関すること ●水道事業(一部)の水道施設・配水池の新設等の届出受付 ●水道事業者(一部)による供給規程の料金変更の届出受付 | 水道法13条1項、14条5項、24条の3-2項 水道令14条1-2項 | | ○ | |
| | 福110 | 医療法に関すること ●病院開設許可、病床数変更許可、取消、閉鎖命令等 ●病院病床の廃止の届出受付等 | 医療法7条1～3項、9条、29条 | | ○ | 広域的調整が必要な事務であることから、県実施。 |
| 【保健・保健所長の事務】 | | | | | | |
| 指導助言・補助事務 | 福111 | 国民生活基礎調査等の実施に関する事務(世帯票) | 国民生活基礎調査規則11条1項(統計事務) | ※ | | ※法令等による保健所長事務であり、保健所設置要件緩和後権限移譲 |
| | 福112 | 人口動態統計の実施に関する事務 | 人口動態調査令5条6項(統計事務) | ※ | | |

事務事業仕分表(福祉保健部)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | 備考 |
|-------------|-------|--|--|---------------------|---|
| | | | | 権限移譲 窓口委託 県実施 | |
| | 福113 | 医師・歯科医師・薬剤師調査に関すること ●定例届出受付(国への経由) | 医師法6条3項 歯科医師法6条3項 薬剤師法9条 医師・歯科医師・薬剤師 調査記入要領及び審査要 領 | ※ | ※法令等による保健所長 事務であり、保健所設置 要件緩和後権限移譲 |
| (民間協力・人材育成) | 福114 | 精神保健福祉士等の実習に関すること (法令等の規定によるもの) ●訪問介護員・精神保健福祉士 (その他) ●管理栄養士・栄養士・保健師 | [訪問介護員]介護保険 法施行令3条1項2号、訪 問介護員に関する省令5 条1号ホ、別表第1 [精神保健福祉士]精神 保健福祉士法7条4号、同 施行規則2条3号 (参考) [管理栄養士・栄養士]管 理栄養士養成施設にお ける臨地実習及び栄養士養 成施設における校外実習 要領第14(2)、第24 [保健師]看護婦等養成 所の運営に関する指導要 領第52(1) | ※ | |
| | 福115 | 歯科保健関係者の研修等に関すること ●市町村実施の母子歯科保健事業、老人歯 科保健事業等に関する技術的助言等の援助 ●事業所・学校等における歯科保健事業への 助言指導等 | 都道府県及び市町村にお ける歯科保健業務指針第 一3 | ※ | |
| | 福116 | 歯科保健業務事業に関すること ●歯の健康づくりの普及啓発(8020運動等) ●障害者等に対する訪問等歯科保健対策 | 都道府県及び市町村にお ける歯科保健業務指針第 一3 | ※ | |
| 母子保健 その他 | 福117 | 身体障害児・長期療養児の療育指導等に関する こと ●診査、相談、療育指導、医療給付 ●障害がない場合の県知事への報告 ●長期療養児療育相談指導 | 児童福祉法19条・20条 長期療養児療育相談指 導事業実施要綱 | ※ | |
| | 福118 | 死体解剖保存に関すること ●死体解剖の許可 ●死体の保存の許可 | 死体解剖保存法2条1項、 19条1項 | ※ | |
| 感染防止 | 福119 | HIVに関すること ●電話窓口・検査受付 ●検査前の問診、検査(採血) ●検査後の告知、指導等 | 平3.2.4厚生省健康政策局 計画課長通知「保健所に おけるHIV抗体検査の実 施について」 | ※ | |
| | 福120 | HTLV-1相談事業に関すること | 平11.3.30厚生省医薬安全 局血液担当課長通知 「HTLV-1抗体陽性献血者 に対する結果通知及び相 談事業」 | ※ | |
| | 福121 | 結核診査協議会に関すること ●設置・開催 | 結核予防法48条 | ※ | |
| | 福122 | 感染症診査協議会に関すること ●設置・開催 | 感染症予防法24条1項 | ※ | |

事務事業仕分表(福祉保健部)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|-------------------------|-------|---|--|------|------|-----|---|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | |
| 食品衛生 | 福123 | 食中毒の処理等に関すること ●食中毒患者等を診断した場合等の医師からの届出受付 ●食中毒患者等の発生を認めるときの県知事への報告、調査 ●調査結果の県知事への報告 ●原因調査上必要がある場合の死体解剖 ●食品衛生推進員の設置(任意) | 食品衛生法58条、59条、61条2項 | ※ | | | ※法令等による保健所長事務であり、保健所設置要件緩和後権限移譲 |
| 【保健・知事の事務(保健所長事務の関連事務)】 | | | | | | | |
| 精神保健 (医療) | 福124 | 指定医の診察、通報受理、精神鑑定等に関すること ●指定医の診察・保護の申請受付 ●警察官・検察官・保護監察所長・矯正施設長からの通報受付 | 精神保健法23条1・2項、24~26条 | ※ | | | ※保健所長事務以外の事務であるが、保健所設置要件緩和までの間、県保健所実施(保健所設置市に未移譲の権限は移譲) |
| | 福125 | 指定医による診察、精神鑑定等に関すること ●指定医による診察 ●鑑定時の立会・入院時同行等 ●精神障害者福祉手帳の交付等 | 精神保健法27条、28条、45条、45条の2 | ※ | | | ・精神医療審査会等の設置要件緩和等、制度改正の動向を踏まえ再整理 |
| | 福126 | 精神障害者の入院措置等に関すること ●入院措置、緊急入院措置、移送 ●入院等費用負担申請受付、徴収 ●医療保護入院時の管理者の届出受付 ●病院管理者の本人同意なしでの入院措置の届出 | 精神保健福祉法29条~29条の2の2、31条、32条3項、33条4項、33条の4、34条、38条の2 | ※ | | | ・精神医療審査会等の設置要件緩和等、制度改正の動向を踏まえ再整理 |
| | 福127 | 精神障害者の退院措置等に関すること ●病院管理者の意見による退院措置 ●退院申出時の病院管理者からの届出受付 ●入院者の定期報告受領 ●病院管理者からの退院申出等受付 ●保護者等からの退院請求受付 ●精神医療審査会への退院審査請求 ●退院・退院措置命令 ●仮退院許可 | 精神保健福祉法26の2条、29条の3~29条の5、33条の2、38条の2~38条の5、40条 | ※ | | | ・精神医療審査会等の設置要件緩和等、制度改正の動向を踏まえ再整理 |
| | 福128 | 精神病院立入検査(実地指導)等に関すること ●精神病院管理者への報告要求、帳簿書類提出要求、立入検査、質問、立入診察 ●精神薬剤管理への処遇改善計画の提出要求、変更命令、処遇改善命令 | 精神保健法38条の6、38条の7 (参考)精神病院に対する指導監督等の徹底について(平10.3.3附113号・建政第232号・医薬発176号・社援491号厚生省大臣官房障害保健福祉・健康政策・医薬安全・社会・援護局長連名通知) | ※ | | | |
| | 福129 | 精神保健福祉訪問相談指導に関すること ●指定医による精神障害者等との相談・指導 ●医療施設の紹介 ●精神保健福祉相談員の設置 | 精神保健福祉法47条、48条 | ※ | | | |

事務事業仕分表(福祉保健部)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|-------------|-------|---|--|------|------|-----|--------------------------------|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | |
| 母子保健その他(難病) | 福130 | 特定疾患、小児特定疾患の治療研究事業事務に関すること | 特定疾患治療研究事業実施要綱 小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱 広島県補助金等交付規則(国補助金事務) | ※ | | | ・小特は児童福祉法改正により保健所長業務とされるとの情報有。 |
| | 福131 | 難病対策に関すること ●難病相談事業 ●家庭訪問指導事業 | 難病相談事業実施要領 広島県補助金等交付規則(国補助金事務) | ※ | | | ・小特は児童福祉法改正により保健所長業務とされるとの情報有。 |
| 感染防止 | 福132 | 結核発生動向の調査等に関すること ●医師からの通報受理、登録票整備 ●患者診断届出時等の入力システムの運用 ●立入検査・調査 | 結核予防法22条～24条、32条 (参考)「結核・感染症発生動向調査事業の実施について」(健医結43号、健医感68号) | ※ | | | |
| | 福133 | 感染症発生動向の調査等に関すること ●医師・獣医師からの通報受理 ●患者診断届出時等の入力システムの運用 ●感染症情報の調査・分析・公表 | 感染症予防法12条、13条、14条2項、15条、16条、35条、50条2項、56条 感染症発生動向調査事業実施要綱 | ※ | | | |
| | 福134 | 結核の感染防止に関すること ●定期外の健康診断・精密検査の実施等 ●家屋消毒、患者隔離等の措置命令、実施等 | 結核予防法5条、11条、24条の2、30条～31条、66条4項 同施行規則20条 | ※ | | | |
| | 福135 | 結核の予防接種(定期外)等に関すること | 結核予防法14条、20条、66条4項 | ※ | | | |
| | 福136 | 感染症の感染防止に関すること ●健康診断の勧告・実施等 ●病原体汚染場所の消毒等の命令・実施等 | 感染症予防法17条、27条～33条、36条、45条、50条1・3・4項、51条、52条、58条、59条 | ※ | | | |
| | 福137 | 結核患者の医療に関すること ●従業禁止、入所禁止等 ●費用負担、移送費用の認定等 | 結核予防法28～32条、34条、35条、41条 同施行規則23条、24条 | ※ | | | |
| | 福138 | 感染症患者の医療に関すること ●入院勧告、入院措置、移送 ●就業制限対象でない旨の確認要求受理 ●退院要求受理、退院措置 | 感染症予防法18～23条、37条、42条、43条、46条～49条 | ※ | | | |
| | 福139 | 結核保健指導に関すること ●家庭訪問指導 | 結核予防法25条 | ※ | | | |
| | 福140 | 狂犬病予防法に関すること ●期間・区域を定めての一斉検診実施 ●臨時の予防注射の実施 ●交通遮断・制限等 | 狂犬病予防法13条、14条1項、15条～17条 | ※ | | | |

事務事業仕分表(福祉保健部)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|------|-------|--|---|-----|----|-----|---|
| | | | | 権限 | 窓口 | 県実施 | |
| 試験検査 | 福141 | 食品、医薬品等に係る行政処分等のための試験検査に関すること ●収去した食品等の理化学的検査 (県実施のその他の事務) ・医薬品、毒物等の検査 ・食中毒の微生物学的検査 ・食品成分規格等の微生物学的検査 ・感染症の病原微生物学的検査 ・水質汚濁等の理化学的・微生物学的検査 | 食品衛生法29条 同施行令36条 (食品衛生法、感染症予防法等の施行上必要な機能) | ※ | | | ※保健所長事務以外の事務であるが、保健所設置要件緩和までの間、県保健所実施(保健所設置市に未移譲の権限は移譲) |
| 薬事 | 福142 | 薬事法に関すること ●薬局開設の許可 | 薬事法5条 | ※ | | | |
| | 福143 | 薬事法に関すること ●医薬品等製造業・一般販売業・薬種商販売業・特例販売業の許可 | 薬事法12条、24条、26条、28条、35条 | ※ | | | |
| | 福144 | 薬事法に関すること ●医薬品等製造業(薬局医薬品製造に限る)の品目毎の承認 | 薬事法14条 | ※ | | | |
| | 福145 | 毒劇物法に関すること ●販売業の許可 | 毒劇物法3・4条 | ※ | | | |
| | 福146 | 毒劇物法に関すること ●製造輸入業の許可(知事権限分に限る) | 毒劇物法3・4条 | ※ | | | |
| | 福147 | 毒劇物法に関すること ●業務上取扱者・所有特定毒物等取扱者・毒物劇物取扱責任者の届出受付 | 毒劇物法7条3項、22条 | ※ | | | |
| | 福148 | 覚せい剤取締法に関すること ●施用機関・研究者の指定・定期報告受領 ●喪失等の届出受付 ●覚せい剤原料取扱者・研究者の指定 | 覚せい剤取締法3条、4条、23条、30条、30条の2 | ※ | | | |
| | 福149 | あへん法に関すること ●けし栽培の許可、滅失・当年・紛失時等の届出受付、譲渡・譲受の届出受付(国への経由) | あへん法12条、20条、21条 | ※ | | | |
| | 福150 | 大麻取締法に関すること ●輸出入許可申請(国への経由) ●大麻取扱者の免許交付・定期報告受領 ●大麻の栽培地外への持出許可 | 大麻取扱法4条2項、5条、14条、17条 | ※ | | | |

事務事業仕分表(福祉保健部)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|------|-------|--|--|------|------|-----|---|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | |
| | 福151 | 麻薬・向精神薬取締法に関すること ●麻薬廃棄の届出受付、麻薬小売業者・麻薬管理者・麻薬研究者の定期報告受領 ●麻薬取扱者の免許交付等 | 麻薬・向精神薬取締法29条、47~49条 | ※ | | | ※保健所長事務以外の事務であるが、保健所設置要件緩和までの間、県保健所実施(保健所設置市に未移譲の権限は移譲) |
| | 福152 | 麻薬・向精神薬取締法に関すること ●向精神薬研究施設設置の登録受付 ●向精神薬取扱責任者の設置届出受付 ●麻薬等原料輸入業者等の届出受付 ●向精神薬取扱者の登録、免許交付等 | 麻薬・向精神薬取締法50条の5、50条の20、50条の27 | ※ | | | |
| 食品衛生 | 福153 | 国民健康・栄養調査に関すること | 健康増進法10条3項、11条1項、12条1項 地域における行政栄養士業務の基本指針2 | ※ | | | |
| | 福154 | 栄養相談等に関すること (栄養士等研修、食生活改善推進員リーダー等ボランティア育成支援等含む) | 健康増進法18条1項 地域における行政栄養士業務の基本指針2 | ※ | | | |
| | 福155 | 栄養成分表示及び特別用途食品に関すること | 健康増進法26条1項・2項、27条 | ※ | | | |
| | 福156 | 食品衛生法に基づく監視・指導に関すること | 食品衛生法24条、28条、30条、54~56条 | ※ | | | |
| | 福157 | 食品衛生関係許認可・各届出受付に関すること | 食品衛生法48条8項、52条、53条 食品衛生法施行細則6・7条、12条 食品衛生に関する条例3条の2~2項、6条1項、7条 | ※ | | | |
| | 福158 | 給食施設の指導に関すること ●給食施設設置者の届出受付 ●立入検査等 | 健康増進法21条~25条、28条~34条 | ※ | | | |
| | 福159 | かきの処理をする作業場に関する条例に関すること ●作業場設置の許可 ●整備改善等の措置命令、立入検査等 | かきの処理をする作業場に関する条例4条~5条、8条1項、9条~15条 | ※ | | | |
| 医業等 | 福160 | 医療法に関すること(病院) ●エックス線装置設置の届出等受付 | 医療法15条3項 | ※ | | | |
| | 福161 | 医療法に関すること(病院) ●医師・専属薬剤師を置かないことの許可 | 医療法16条但書、18条但書 | ※ | | | |

事務事業仕分け(福祉保健部)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | 備考 |
|----------------|-------|--|--|---------------------|---|
| | | | | 権限移譲 窓口委託 県実施 | |
| | 福162 | 医療法に関すること(病院) ●人員増員命令, 立入検査, 物件提出命令, 管理者変更命令 | 医療法23条の2, 24条1項, 25条1・2項, 28条 | ※ | ※保健所長事務以外の事務であるが、保健所設置要件緩和までの間、県保健所実施(保健所設置市に未移譲の権限は移譲) |
| | 福163 | 医療法に関すること(病院) ●構造設備検査 ●使用許可証発行 ●緊急必要時の行政処分 ●弁明機会付与 | 医療法27条, 29条の2, 30条 | ※ | |
| | 福164 | 医療法に関すること ●医療法人の設置認可 ●報告要求, 立入検査 | 医療法44条, 45条, 46条の2, 46条の3, 47条, 50条, 56条, 57条, 63条～66条 | ※ | |
| | 福165 | 柔道整復師法に関すること ●施術者に対する指示 ●施術所の開設届出受付等 ●立入検査, 監督処分 | 柔道整復師法18条1・2項, 19条1・2項, 21条1項, 22条 | ※ | |
| | 福166 | 臨床検査技師, 衛生検査技師等に関する法律に関すること ●衛生検査所の開設登録受付, 登録証明書交付 | 臨床検査技師, 衛生検査技師等に関する法律20条の3-1項, 20条の4-1項 | ※ | |
| | 福167 | 臨床検査技師, 衛生検査技師等に関する法律に関すること ●検体検査用放射性同位元素を備える場合等の届出受付 | 臨床検査技師, 衛生検査技師等に関する法律20条の4-4項 | ※ | |
| | 福168 | 臨床検査技師, 衛生検査技師等に関する法律に関すること ●立入検査, 設備・組織変更指示, 登録取消, 業務停止命令 | 臨床検査技師, 衛生検査技師等に関する法律20条の5-1項, 20条の6, 20条の7 | ※ | |
| | 福169 | あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師等に関する法律に関すること ●施術者への指示, 医師団体の意見聴取 | あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師等に関する法律8条1項・2項 | ※ | |
| | 福170 | あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師等に関する法律に関すること ●施術所の開設届出受付等 | あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師等に関する法律9条の2～9条の4, 10条1項, 11条2項 | ※ | |
| | 福171 | 医業類似行為に関すること ●施術者への指示 ●施術所の開設届出受付 | あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師等に関する法律12条の2-2項 | ※ | |
| 医業等 (二次医療圏) | 福172 | 緩和ケア連絡協議会の運営に関すること | 医療法30条の3-2項 | ※ | |

事務事業仕分表(福祉保健部)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備 者 |
|----|-------|---|---------------------------------|------|------|-----|--|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | |
| | 福173 | 地域保健対策協議会保健医療計画専門部会、救急・べき地医療対策専門部会に関すること | 医療法30条の3-2項 | ※ | | | ※(保健所設置市を含む二次医療圏)保健所設置市に企画・運営の事務局を委託 (その他の二次医療圏)原則県実施 |
| | 福174 | 圏域地域保健対策協議会に関すること | 医療法30条の3-2項 | ※ | | | |
| | 福175 | 圏域地対協保健専門部会に関すること | 医療法30条の3-2項 | ※ | | | |
| | 福176 | 健康ひろしま21推進事業に関すること | 医療法30条の3-2項 | ※ | | | |
| | 福177 | がん検診に関すること ●がん検診精度管理推進事業における地域検討委員会の開催 | 医療法30条の3-2項 (圏域地域保健対策協議会に委託) | ※ | | | |

【保健・知事の事務(その他)】

| | | | | | | | |
|---------------------|------|--|--|---|--|--|---|
| 精神保健 (社会的 自立) | 福178 | 精神障害者の社会復帰支援に関すること ●社会適応訓練委託事業 ●社会復帰施設の設置届出受付等 | 精神保健福祉法50条・50 条の4 広島県精神障害者社会 適応訓練委託事業実施 要綱 | ○ | | | 保健所長事務以外の事務 であり、市町の保健所設 置の有無に関わらず移譲 |
| | 福179 | 精神障害者居宅生活支援事業に関するこ ●事業実施の届出受付、立入検査等 | 精神保健福祉法50条の3 ~50条の3の4 | | | | |
| 母子保健 その他 | 福180 | 医療給付に関するこ(養育給付) ●医療の給付 ●費用の徴収 | 母子保健法20条1項 | ○ | | | ・所要の専門的人材・組織体 制が準備でき、かつ保健所と の情報連携を確保できる市町 に移譲。 |
| | 福181 | 未熟児の訪問指導に関するこ | 母子保健法19条 | ○ | | | |

事務事業仕分表(福祉保健部)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|------|-------|--|--|------|------|-----|---|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | |
| | 福182 | ハイリスク児家庭訪問事業に関すること ●児童虐待のリスクの高い乳幼児を持つ家庭への訪問指導等 | ハイリスク児童家庭訪問指導事業実施要領(県給付事業) | ○ | | | ・所要の専門的人材・組織体制が準備でき、かつ保健所との情報連携を確保できる市町に移譲。 |
| | 福183 | 墓地埋葬等に関すること ●墓地等の経営許可 ●立入検査、報告要求等 | 墓地、埋葬等に関する法律10条1・2項、18条、19条 | ○ | | | |
| 生活衛生 | 福184 | 環境衛生営業(旅館業法)に関すること ●旅館業の営業許可、立入検査等 | 旅館業法3条1～5項、3条の2-1項・2項、3条の3-1項、3条の3-2項、7条1項、7条の2、8条、8条の2 | ○ | | | ・所要の専門的人材・組織体制が準備でき、かつ保健所との情報連携を確保できる市町に移譲。 |
| | 福185 | 環境衛生営業(公衆浴場法)に関すること ●公衆浴場の営業許可、条件附与、立入検査等 | 公衆浴場法2条1・2項、2条4項、2条の2-2項、4条但書、6条1項、7条1項 | ○ | | | ・所要の専門的人材・組織体制が準備でき、かつ保健所との情報連携を確保できる市町に移譲。 |
| | 福186 | 環境衛生営業(興行場法)に関すること ●興行場の営業許可、営業停止命令等 | 興行場法2条1項、2条2項、2条の2-2項、5条1項、6条 | ○ | | | ・所要の専門的人材・組織体制が準備でき、かつ保健所との情報連携を確保できる市町に移譲。 |
| | 福187 | 環境衛生営業(理容師法)に関すること ●業務停止命令 ●理容所開設の届出受付 ●立入検査等 | 理容師法10条2項、11条1項・2項、11条の2、11条の3、13条1項、14条1・2項 | ○ | | | |
| | 福188 | 環境衛生営業(美容師法)に関すること ●業務停止命令 ●美容所開設の届出受付 ●立入検査等 | 美容師法10条2項、11条1項・2項、12条、12条の2-2項、14条1項、15条1・2項 | ○ | | | |
| | 福189 | 環境衛生営業(クリーニング業法)に関すること ●クリーニング所の開設届出受付 ●構造設備の検査・確認 ●立入検査等 | クリーニング業法5条1項・2項、5条の2、5条の3-2項、9条、10条1項、10条の2、11条 | ○ | | | |
| | 福190 | 建築物の衛生的環境の確保に関すること ●特定建築物の届出受付・立入検査 ●建築物衛生確保に関する事業の登録・立入検査 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律5条1項～4項、11条1項、12条、12条の2、12条の4、12条の5、13条2・3項 | ○ | | | ・所要の専門的人材・組織体制が準備でき、かつ保健所との情報連携を確保できる市町に移譲。 |
| | 福191 | 温泉に関すること ●公共の浴用・飲用に供する許可 ●温泉成分等の掲示内容の届出受付 ●立入検査等 | 温泉法13条1項、14条3項・4項、24条1項、26条、27条1項・2項、29条1項、30条1項、31条1項 | ○ | | | ・所要の専門的人材・組織体制が準備でき、かつ保健所との情報連携を確保できる市町に移譲。 |
| | 福192 | 家庭用品の衛生に関すること ●製造・輸入・販売事業者に対する措置命令・立入検査 | 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律6条1項、7条1項 | ○ | | | |

事務事業仕分表(福祉保健部)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|----|-------|--|--|------|------|-----|-----------------------------------|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | |
| | 福193 | 水道に関すること ●専用水道・簡易専用水道の改善指示、給水停止命令・立入検査等 | 水道法32条、33条1・3・5項、34条1項、36条、37条、39条2・3項 | ○ | | | 保健所長事務以外の事務であり、市町の保健所設置の有無に問わらず移譲 |

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

| 項目 | 部 NO | 事務内容 | 仕分け | | | 備 考 | | | |
|-----------------------|------|--|---|----------|-----|--|--|--|--|
| | | | 権限 委託 | 窓口 委託 | 現実施 | | | | |
| III 事業活動の規制に関する事務 | | | | | | | | | |
| III-2 農産物の生産・流通に関する規制 | | | | | | | | | |
| JAS法 | 農 1 | 農林物資の品質表示に係る違反事案等の申出受付、製造・販売業者に対する立入検査、遵守指示、公表 等 〔本庁事務〕地域事務所の区域を越えて活動する販売業者等に対する上記事務、権限 | 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 19条の9、20条2項、21条 | ○ | | 1 移譲事務の範囲 広域販売業者(営業活動圏域が基礎自治体の区域で完結しない製造・販売業者)の違反事案などに係る立入検査等については、県で実施する。 2 移譲に当たっての留意事項 ・規制客体が重複する食品衛生法所管機関(保健所部門等)との連携確保が必要である。 ・違反事案に対する指示・公表の基準が基礎自治体で差があると公平性が保たれないため、関係機関(基礎自治体と県、農政事務所)で構成する連絡会議において指示・公表基準を検討する必要がある。 | | | |
| | 農 2 | 〔本庁事務〕日本農林規格制定に係る国への具申、登録格付機関の登録、改善命令 等 | 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 8条、14条、16条、17条、17条の2、17条の4、19の2 | | ○ | | | | |
| 農薬取締法 | 農 3 | 農薬販売者、使用者に対する報告命令、立入検査 等 〔本庁事務〕農薬販売業の届出受理、監督処分等 | 農薬取締法 8条、13条、14条 | ○ | | ○移譲にあたっての留意事項 ・残留農薬が検出された場合などにおける危機管理について、関係機関(保健所部門等)と連携体制を構築する必要がある。 ・農薬に関する専門知識等が必要である。 ・違反事案に対する指導・監督の基準が基礎自治体で差があると公平性が保たれないため、基礎自治体との連絡会議において対応基準を検討する必要がある。 | | | |
| | 農 4 | 〔本庁事務〕肥料販売業者の販売業務届出受理、立入検査、行政処分 等 | 肥料取締法 19条2項、23条、29条3項、同4項、30条3項、4項、6項、7項、31条2項、3項、7項、33条、34条 | ○ | | 1 移譲事務の範囲 生産業者、輸入業者に関する指導・監督権限は、県に留保する。 2 移譲にあたっての留意事項 ・行政客体がほぼ同一の農薬取締法と同時期に移譲する。 ・肥料に関する専門知識等が必要である。 | | | |
| 食品の安全に関する基本方針等の周知、啓発 | 農 5 | 「広島県食品の安全に関する基本方針」等の普及・啓発、農薬知識の普及、指導・助言 等 | | | ○ | 広域的な普及・啓発等については、県で実施する。 | | | |
| 養蜂転飼 | 農 6 | ○養ぼう振興法 養蜂業の届出受理 〔本庁事務〕他県からの転飼許可 | 養ぼう振興法 3条、4条 | ○ | | | | | |
| | 農 7 | ○広島県みつばち転飼条例 転飼場所への立入検査 〔本庁事務〕県内転飼許可、転飼調整(巣門の閉鎖、ぼう群撤去)措置 等 | 広島県みつばち転飼条例 | | | 広島県みつばち転飼条例は廃止。なお、県条例廃止後、基礎自治体において、地域における人畜被害対策の観点から必要と考える場合には、独自に条例を制定し蜜峰の県内転飼を規制。 | | | |
| 畜産環境保全(排泄物適正管理処理) | 農 8 | 家畜排泄物の適正管理・処理に係る畜産業者に対する指導助言、勧告、立入検査、家畜排泄物処理高度化施設整備計画の認定 等 | 家畜排泄物の適正管理法 4条、5条、6条、9条、10条、13条 | ○ | | 1 移譲事務の範囲 本庁権限である「都道府県家畜排泄物利用促進計画策定事務」は県に留保する。 2 移譲にあたっての留意事項 指導・立入検査業務には、堆肥処理技術等に関する知識が必要である。 | | | |
| 卸売市場 | 農 9 | ○卸売市場法 地方卸売市場への立入検査 等 〔本庁事務〕県卸売市場整備計画策定、地方卸売市場開設許可、許可手続き等を定めた条例制定 等 | 卸売市場法 6条、55条、66条、68条 等 | | ○ | | | | |

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

| 項目 | 部 NO | 事務内容 | 仕分け | | | 備考 |
|-----------|------|--|------------------------|----------|-----|---|
| | | | 権限 委託 | 窗口 委託 | 県実施 | |
| | 農 10 | ○広島県卸売市場条例 「その他市場」の開設届受理、立入検査 等 | 広島県卸売市場条例 24条、29条 等 | | | 広島県卸売市場条例に基づく法の上乗せ規制(その他市場に関する規制)は廃止する。 |
| 家畜市場 | 農 11 | 市場外取引許可、立入検査 等 〔本庁事務〕家畜市場登録証交付、市場再編整備地域指定、市場再編勧告 等 | 家畜取引法 | | ○ | |
| 家畜商 | 農 12 | 家畜商免許登録、営業補償金供託届出、立入検査 等 〔本庁事務〕家畜免許講習会実施 | 家畜商法 | | ○ | |
| 農産物(畠表)検査 | 農 13 | 指導・助言事務 等 〔本庁事務〕畠表の合否検査規格制定、検査委託事務 等 | 広島県農産物検査条例 | | | 条例廃止 |
| かんきつ規格 | 農 14 | かんきつ規格指導員による検査指導 等 〔本庁事務〕かんきつ規格制定、果樹農業振興審議会への意見聴取 等 | 広島県かんきつ規格条例 | | | 条例廃止 |

VI 地域の土地利用に関する事務

VI-1 農山村の土地利用に関する事務

| | | | | | | |
|---|------|---|---|--------|---|--|
| 農業振興地域の整備 | 農 15 | 農用地区域内の開発行為許可、許可にあたっての農業会議への意見聴取、措置勧告 等 | 農業振興地域整備法 15条の15-1項、5項、6項、15条の16、15条の17-1項、2項、17条 | ○ | | 現在、5ha以上の開発行為許可については本庁で所掌 |
| | 農 16 | 市町農業振興地域整備計画の同意事務 等 〔本庁事務〕農業振興地域整備基本方針策定、農業振興地域の指定、土地利用権の設定に関する承認 等 | 農業振興地域整備法 4条、5条、6条、7条、8条4項、15条の7 | | ○ | 市町計画の県協議廃止による市町事務完結化を国に提案する。 |
| 林地開発許可 | 農 17 | 林地開発行為許可、許可にあたっての広島県森林審議会への意見聴取(10ha以上)、開発行為中止命令 等 | 森林法 10条の2-1項、4項、6項、10条の3 森林法施行細則 6条、7条、8条、9条、11条、12条、13条、14条 | ○ | | 1 現在、5ha以上の開発行為許可是本庁で所掌。 2 移譲にあたっての留意事項 指導基準、許可基準等の周知徹底や、開発に係る関連諸法例の熟知等の研修等が必要である。 |
| 土砂の適正処理 | 農 18 | 2,000m以上の土砂埋立行為等の許可、500立方メートル以上の土砂搬出時の届出受理、土砂搬入禁止区域の指定 等 | 広島県の土砂の適正処理に関する条例 | ○ | | すべての市町に移譲する場合には、特例条例ではなく、全市町が独自に条例を制定する必要がある。(自治法252の17の2) |
| 1~3号保安林(水源涵養、土砂流失防備、土砂崩壊防備保安林)の指定・解除 | 農 19 | 保安林の指定・解除申請に係る現地調査 等 〔本庁事務〕保安林の指定・解除(重要流域を除く)、指定・解除にあたっての森林審議会への諮問、一定面積以上の解除の場合における国への協議 | 森林法 25条の2-1項、3項、26条の2-1項、26条の2-3項、4項、27条 等 | ○ ※ | ○ | ※ 国の制度改革後、権限移譲 1 移譲事務の範囲と時期 ・島嶼・沿岸部の普通河川など市町の区域内で完結する水系における保安林指定・解除等については、国に制度見直し提案(解除にあたっての国同意撤廃等)を行い、制度改正後条件の整った段階で、保安林伐採許可などの保安林管理事務等と併せて移譲する。 一方で、市町の区域を越えた水系に係る保安林については、制度改正がなされても県に権限を留保する。 |
| 1~3号保安林の管理(立木伐採許可、標識設置等) | 農 20 | 保安林における間伐許可、土地の形質形状変更許可、標識設置 等 | 森林法 34条、34条の2、39条、39条の2 等 | ○ ※ | ○ | 2 移譲にあたっての留意事項 ア 指定解除の統一を図るためにには、関係する部署、諸法令を熟知する必要があり、十分な研修等が必要である。 イ 損失補償金については、県内で統一的な基準で算定される必要があるため、再評価の時期等について基礎自治体間の相互調整が必要。 また、指定・解除権限を有する者が損失補償金を交付できるよう基礎自治体への一般財源化などについて国に提案する。 |
| 1~3号保安林の管理(損失補償等) | 農 21 | 保安林所有者等に対する損失補償金の交付事務 等 | 森林法 35条 | ○ ※ | ○ | |
| 4~11号保安林(保健(保健休養、生活環境保全)保安林、風致保安林等)の指定・解除 | 農 22 | 保安林の指定・解除申請に係る現地調査 等 〔本庁事務〕保安林の指定・解除、指定・解除にあたっての森林審議会への諮問、一定要件に該当する解除の場合における国への協議 等 | 森林法 25条の2-2項、3項、26条の2-2項、26条の2-3項、4項、27条 等 | ○ ※ | ○ | |
| 4~11号保安林の管理(立木伐採許可、標識設置等) | 農 23 | 保安林における間伐許可、土地の形質形状変更許可、標識設置 等 | 森林法 34条、34条の2、39条、39条の2 等 | ○ ※ | ○ | |
| 4~11号保安林の管理(損失補償等) | 農 24 | 保安林所有者等に対する損失補償金の交付事務 等 | 森林法 35条 | ○ ※ | ○ | |

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

| 項目 | 部 NO | 事務内容 | 仕分け | | | 備考 |
|-------------------------------|------|--|---|----------|-----|--|
| | | | 権限 移譲 | 窓口 委託 | 県実施 | |
| 入会林野整備 | 農 25 | 入会林野に係る権利関係の近代化(関係者合意による入会権登記)を図るために地元調整 〔本庁事務〕入会林野整備計画の認可、調停、嘱託登記、旧慣使用林野整備計画認可、農業委員会への意見聴取 等 | 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 3条、6条、7条、8条、9条、10条、11条、14条、17条、19条、22条 | ○ | | 本庁権限を含めた移譲 |
| 森林病害虫等防除 | 農 26 | 病害虫等の駆除命令、立入調査、市町に対する薬剤空中散布等に要する経費の補助金交付事務、発生予察等調査 等 | 森林病害虫防除法 | | ○ | |
| 緑の雇用保全整備 対策事業(松くい虫被害保安林整備) | 農 27 | 県営保安林の松枯れ保全事業(緊急雇用対策基金を活用した委託事業) | | | | H16年度終了事業 |
| 広島県緊急雇用創出基金事業(松くい虫被害跡地修景整備) | 農 28 | 市町村が実施する松枯れ後の跡地保全等について補助金交付事務 | | | | H16年度終了事業 |
| 県地域森林計画 | 農 29 | 県地域森林計画策定のためのモリタリング調査 等 〔本庁事務〕県地域森林計画策定、県森林審議会、関係市町への意見聴取 等 | 森林法 5条、6条、7条 | | ○ | |
| 市町村森林整備計画 | 農 30 | 市町森林計画策定指導・助言 等 〔本庁事務〕市町森林計画協議事務 | 森林法 10条の5、10条の6 | | ○ | |
| 森林施業計画 | 農 31 | 複数の市町にまたがる森林施業計画認定、施業者に対する指導・助言 | 森林法 19条 | | ○ | |
| 森林整備地域活動支援事業 | 農 32 | 市町(森林施業計画認定者に対する現況調査、作業道整備に係る助成)に対する補助金交付事務 | | | ○ | |
| 里山林整備及び森林環境教育 | 農 33 | 森林ボランティア活動支援(事業主体:非営利団体)、高校生の森林林業学習体験(事業主体:市町)に対する補助金交付事務 | | | ○ | |
| 造林事業 | 農 34 | 市町が実施する造林事業に対する補助金交付事務 | | | ○ | |
| 間伐事業及び間伐推進対策 | 農 35 | 市町が実施する間伐事業に対する補助金交付事務 | | | ○ | |
| 造林、間伐作業路設置 | 農 36 | 市町が実施する作業路設置に対する補助金交付事務 | | | ○ | |
| VI 地域の土地利用に関する事務 | | | | | | |
| VI-2 農山村の土地利用集積を図る事務 | | | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法 | 農 37 | 市町基本構想(市町村農業経営基盤強化促進基本構想)の策定・変更への同意事務、市町が行う認定農業者の認定等の事務に対する補助金交付事務、指導・助言 等 | 農業経営基盤強化促進法 6条6項 | | ○ | 市町に対する指導・助言は、市町の主体的な対応に委ね、県の関与は段階的に縮減する。 市町計画の県協議廃止による市町事務完結化を国に提案する。 |
| 農地保有合理化(流動化) | 農 38 | 農地保有合理化事業規程承認、農地保有合理化法人(農林振興C)が行う農地流動化事業に要する資金借入(県信連から借入)に対する利子補給補助金交付事務 等 | 農業経営基盤強化促進法 7条、8条、9条、10条、11条 | | ○ | 補助金交付事務は、利子補給金の交付主体が段階的に市町移行するに伴い、縮小・廃止する。 |

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

| 項目 | 部 NO | 事務内容 | 仕分け | | | 備考 |
|----------------------------------|------|--|---|------|-----|---|
| | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | |
| 農地法 | 農 39 | 農地等所有権移転許可 (3条許可のうち、他の市町に居住する者による買取) | 農地法 3条 | ○ | | |
| | 農 40 | 自己目的による農地転用許可、許可しようとする場合における県農業会議への意見聴取、2ha超4ha以下の許可に係る農林水産大臣への協議、4ha超の許可に係る農林水産大臣への進達・意見書提出 等 | 農地法 4条、附則2項1号 農地法施行令 1条の7 | ○ | | 1 農業会議への諮問は、基礎自治体が直接実施する。 2 国への提案事項 -2ha超4ha以下の許可に係る国協議廃止 -国の権限(4ha超)の県(又は市町)への移譲 -農業委員会の必置規制廃止 -農業会議の必置規制廃止 |
| | 農 41 | 農地転用・所有権移転許可、許可しようとする場合における県農業会議への意見聴取、2ha超4ha以下の許可に係る農林水産大臣への協議、4ha超の許可に係る農林水産大臣への進達・意見書提出 等 | 農地法 5条、附則2項2号 農地法施行令 1条の15 | ○ | | 1 農業会議への諮問は、基礎自治体が直接実施する。 2 国への提案事項 -2ha超4ha以下の許可に係る国協議廃止 -国の権限(4ha超)の県(又は市町)への移譲 -農業委員会の必置規制廃止 -農業会議の必置規制廃止 |
| | 農 42 | 農地等の賃貸借の解約等の許可、許可しようとする場合における県農業会議への意見聴取 | 農地法 20条 | ○ | | 農業会議への諮問は、基礎自治体が直接実施する。 |
| 農地関係証明事務 | 農 43 | 農地転用許可証明書の発行事務、買受適格証明(農地競売参加の際必要)事務 等 | | ○ | | 農地法3条、4条、5条許可権限に付随した業務であり、原権限に併せ移譲されるべきものである。 |
| 標準小作料 | 農 44 | 農業委員会に対する標準小作料設定・改定への指導・助言 〔本庁事務〕小作料標準額決定の農業委員会からの通知受理 | 農地法 23条 | | ○ | 農業委員会に対する指導・助言事務は、基礎自治体の主体的な対応に委ね県の関与は段階的に縮減する。 |
| 農事調停・和解 | 農 45 | 農業委員会からの申出に基づく和解の仲介、民事調停法の農事調停(小作主事派遣、裁判官等協議) 等 | 農地法 43条の2、43条の3、43条の5、43条の6 農地法施行令 3条の6~11 | | ○ | |
| 農地等統計・調査 | 農 46 | 農地等権利移動状況、農地賃貸借・利用権の終了状況、農地法第4条・第5条に基づく農転状況調査 等 | | | ○ | |
| 農業委員会交付金 | 農 47 | 市町に対する農業委員会交付金の交付事務 | | | ○ | 交付金の市町に対する一般財源化を図に提案する。 |
| 自作農財産(国有農地、開拓財産)の管理及び処分 | 農 48 | 自作農財産の貸付、土地・立木等の維持・保存、国有財産台帳の保存事務 等 | 農地法 78条1項 農地法施行令 15条1項 | | ○ | 県としての財産管理処分に係る具体化案を検討・作成のうえ、知事会等を通じて、国に全国的、かつ抜本的な解決に向けた見直しを要請する。 |
| VII 農林水産業の振興に関する事務 | | | | | | |
| VII-1 農林水産業の経営育成・支援に関する事務 | | | | | | |
| 農業改良普及事業 | 農 49 | 農業の改良普及、技術普及、経営計画策定支援、生産・加工・販売ネットワークづくり 等 | 農業改良助長法 | | ○ | 農林水産業の普及事業については、法改正の動向等を踏まえながら、そのあり方を検討する。 |
| 水産業改良普及事業 | 農 50 | 技術普及事務 等 | | | ○ | 同上 |
| 栽培漁業の推進 | 農 51 | 栽培漁業推進に係る指導普及事務 | | | ○ | 水産普及業務の具体的なあり方を検討する際に、今後の実施方法等を整理する。 |
| 資源管理型漁業(補助金を除く) | 農 52 | 資源管理型漁業に係る指導普及事務 | | | ○ | 水産普及業務の具体的なあり方を検討する際に、今後の実施方法等を整理する。 |

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

| 項目 | 部 NO | 事務内容 | 仕分け | | | 備考 |
|-------------------------------|------|---|------------------------|----------|-----|---|
| | | | 権限 委託 | 窓口 受付 | 県実施 | |
| 海洋牧場の管理 | 農 53 | 海洋牧場(木江、豊浜の2ヶ所)の管理を行う漁協に対する指導普及 等 | | ○ | | 県有財産である給飼施設を関係町に移管するとともに、漁協に対する指導も基礎自治体に委ねる。 |
| 農業経営対策(地域農業マスター プラン)の推進 | 農 54 | 市町が策定する地域農業マスター プランへの指導・助言事務 等 | | | ○ | 1 農業経営体の育成支援に関する事務事業については、基礎自治体で総合的・一元的に実施できるよう見直しを行う。 2 このため、地域事務所と市町が重層的に行っている事務事業は、基礎自治体に一元化することを基本とし、県の関与は、段階的に縮減する。 |
| 農業生産法人 | 農 55 | 農業会議と連携した、農業生産法人の設立・育成に関する市町や農協に対する指導・助言事務 等 | | | ○ | |
| 青年農業者等担い手の育成対策 | 農 56 | 青年農業者等の担い手育成に関する指導・助言事務 等 | | | ○ | |
| 農村高齢者・女性対策 | 農 57 | 高齢者、女性の社会参画支援に関する指導・助言事務 等 | | | ○ | 3 国への提案 ① 國要綱・要領等において、県の基礎自治体に対する関与が定められているものについては、基礎自治体での事務の完結化 |
| 農業者年金 | 農 58 | 農業委員会・農協が農業者年金基金から業務受託している加入活動推進に関する指導・助言事務 等 | | | ○ | ② 国庫補助金については、基礎自治体で事務が完結するよう一般財源化又は直接補助などの制度見直し |
| 農業の機械化 | 農 59 | 農業機械導入、安全利用、適正整備、技能者育成等に関する指導・助言事務 等 | | | ○ | |
| 集落農場型農業生産法人の育成 | 農 60 | 市町への指導啓発事務、農業法人等の機械施設整備への単県補助金交付事務 等 | | | ○ | |
| 指定助成事業 | 農 61 | 畜産振興機構からの受託に基づく、助成事業推進のための指導・助言事務 等 | | | ○ | |
| 畜産リース事業 | 農 62 | 畜産環境整備機構からの受託に基づく、リース事業推進のための指導・助言、申請書経由事務 等 | | | ○ | 国等に対し、国関係団体と県域団体の事務完結化について制度見直し提案を行う。 |
| 畜産経営資金 | 農 63 | 中央畜産会からの受託に基づく、利子補給承認申請書経由事務 等 | | | ○ | |
| 自給飼料・流通飼料 | 農 64 | 飼料の品質、安全性確保に係る指導・助言事務 等 | | | ○ | |
| 畜産共進会 | 農 65 | 家畜品評会における審査員派遣、賞状交付事務 等 | | | ○ | 地域レベルの表彰事務等は、基礎自治体に委ね、県の事務は、縮小する。 |
| 林業労働力対策 | 農 66 | 森林整備を担う人材の確保・育成事業に係る補助金交付(農林振興C実施)事務、推進事業等 | | | ○ | |
| 木材振興 | 農 67 | 木材団体に対する地域材普及啓発等に要する経費の補助金交付事務、木材の利用拡大・促進に関する指導・助言事務 等 | | | ○ | |
| 林業普及業務との総合調整 | 農 68 | 森林環境づくり支援との連絡・調整事務 等 | | | | 事務廃止(森林環境支援Cと地域林業者等の連絡調整等に関する事務であり、基礎自治体の主体的対応に委ねる。) |
| 流域森林整備センター(流域管理システムの推進に関すること) | 農 69 | 大田川流域森林整備Cが主催する協議会等へ参画し、流域材の流通効率化等に関する指導・助言事務、補助金交付事務 等 | | | ○ | 地域の業振興に係る指導普及事務であり、基礎自治体に委ね、県の関与は段階的に縮減する。 |
| 特用林産物の生産流通 | 農 70 | 関係機関との総合調整、補助金交付事務、特用林産物の生産流通に関する指導・助言 等 | | | ○ | |
| 林業用種苗 | 農 71 | 母樹伐採届出受理、立入検査、生産事業者の登録、事業推進事業 等 | 林業種苗法 7条3項、12条、28条等 | | ○ | |
| 森林国営保険 | 農 72 | 損害発生通知受理、現況確認、保険加入促進事務 等 〔本庁事務〕申込受付、保険証書交付 | 国営森林保険法施行令 | | ○ | 県が介在しない制度への見直しを国に提案する。 |

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

| 項目 | 部 NO | 事務 内 容 | 仕分け | | | 備 考 |
|-------------------|------|---|---|----------|-----|-----------------------|
| | | | 権限 委託 | 空口 移譲 | 県実施 | |
| 農業制度資金(近代化・振興・公庫) | 農 73 | 農協に対する利子補給金交付事務 ※ 近代化資金利子補給申請受付事務は、特例条例で市町村に移譲済 | 広島県農業近代化資金利子補給要綱 | | ○ | 融資メニュー、融資枠等の見直しを実施する。 |
| 天災資金 | 農 74 | 天災資金を貸付けた融資機関に利子補給を行った市町に対する利子補給金交付事務、融資機関に対する立入検査 等 | 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法 | | ○ | 融資メニュー、融資枠等の見直しを実施する。 |
| 農業改良資金 | 農 75 | 農業改良資金を貸付(転貸)ける農協への貸付 ※ 農業改良資金の償還金支払猶予申請受付事務は、特例条例で市町村に移譲済 | 農業改良資金助成法 広島県農業改良資金貸付規則 | | ○ | 融資メニュー、融資枠等の見直しを実施する。 |
| 漁業金融 | 農 76 | 1県信漁連に対する利子補給交付事務 (漁業近代化資金:県信漁連→漁協等) 2県信漁連に対する貸付金交付事務 等 (沿岸漁業改善資金:県→県信漁連→沿岸漁業從事者) | 広島県近代化資金利子補給要綱 広島県沿岸漁業改善資金貸付規則 | | ○ | 融資メニュー、融資枠等の見直しを実施する。 |
| 林業金融 | 農 77 | 1林業木材産業改善資金 特会 ⇒設備資金対象 ○県森連等を通じた貸付 2木材産業等高度化推進資金 特会 ⇒生産・販売を対象 (農林中金等を通じた預託融資) ○合理化計画認定 3森林整備活性化資金利子補給 ⇒造林事業を対象 (市町村等に対する利子補給) ○林業経営改善計画、 森林整備合理化計画認定 | 林業・木材産業改善資金助成法 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令 21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 | | ○ | 融資メニュー、融資枠等の見直しを実施する。 |

VII 農林水産業の振興に関する事務

VII-2 施設や生産基盤の整備に関する事務

| | | | | | | |
|---------------------|------|--|--|--|---|--|
| 新農林水産業・農山村活性化総合支援事業 | 農 78 | 集落法人経営確立計画承認事務、施設整備(生産施設・機械等)・県補助金交付事務、指導・助言事務 等 | | | ○ | 1 農業経営体の育成支援に関する事務事業については、基礎自治体で総合的・一元的に実施できるよう見直しを行う。 2 このため、地域事務所と市町が重層的に行っている事務事業(県推進事業等)は、基礎自治体に一元化することを基本とし、県の関与は、段階的に縮減する。 3 国への提案 ① 多段階・重層構造の現行制度の簡素化 ② 県推進事業を廃止し、基礎自治体推進事業へ一本化 ③ 国庫補助金については、基礎自治体で完結するよう一般財源化又は直接補助 |
| 経営構造対策事業 | 農 79 | 国要綱による施設整備(生産施設、加工流通施設等)補助金交付事務、市町に対する指導・助言事務 等 | | | ○ | |
| 生産振興(農産)総合対策事業 | 農 80 | 国要綱による施設整備(共同利用施設・機械等)補助金交付事務、指導・助言事務 等 | | | ○ | |
| 嘱託建築士 | 農 81 | 宿物整備(団体営等)の完了検査を建築士に委嘱する事務 ※嘱託建築士4名(2地域事務所管轄) | | | ○ | |
| 生産振興(畜産)総合対策 | 農 82 | 国要綱による施設整備補助金交付事務、指導・助言事務 等 | | | ○ | |
| 畜産環境総合整備事業 | 農 83 | 国要綱による施設整備(基幹施設、排泄物処理施設等)補助金交付事務、指導・助言事務 等 | | | ○ | |
| 肉用牛・酪農の振興 | 農 84 | 国要綱による施設整備(ミルキングパーラー等)補助金交付事務、指導・助言事務 等 | | | ○ | |
| 養豚・養鶏の振興 | 農 85 | 国要綱等による施設整備補助金交付事務、指導・助言事務 等 | | | ○ | |
| 漁業経営構造改善事業 | 農 86 | 漁業関係施設整備補助金交付事務、指導・助言事務 等 | | | ○ | |
| 林業・木材産業構造改革事業 | 農 87 | 市町や、森林組合等への施設整備(木材公共施設、加工・流通施設)補助金交付事務、指導・助言事務 等 | | | ○ | |

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

| 項目 | 部 NO | 事務内容 | 仕分け | | | 備考 | | | |
|----------------------|-------|---|----------------------------------|----------|-----|--|--|--|--|
| | | | 権限 移譲 | 窓口 委託 | 県実施 | | | | |
| VII 農林水産業の振興に関する事務 | | | | | | | | | |
| VII-3 生産・加工・流通に関する事務 | | | | | | | | | |
| 米政策改革大綱の推進 | 農 88 | ○米政策大綱(転作面積配分から生産者・団体(JA)による作る収量の配分へ需給調整方法が変更)に関する指導・助言事務 ○その他関係事業(集荷円滑化対策、稻作所得基盤確保対策、担い手安定対策等)の推進事務 等 | | | ○ | 1 農業経営体の育成・支援に関する事務と同様に、基礎自治体による主体的かつ総合的一元的な対応に委ねる。 2 このため、地域事務所と市町が重層的に行っている事務事業(県推進事業等)は、基礎自治体に一元化することを基本とし、県の関与は、段階的に縮減する。 | | | |
| 米穀・麦・大豆の生産及び流通 | 農 89 | 関係機関(市町、国、団体)との総合調整、各種補助事業・施策の市町指導・助言、各種統計調査 等 | | | ○ | | | | |
| 野菜・果樹・花き・特用作物の生産及び流通 | 農 90 | 関係機関(市町、国、団体)との総合調整、各種補助事業・施策の市町指導・助言、各種統計調査 等 | | | ○ | | | | |
| 加工食料品・ふるさと産品の生産及び流通 | 農 91 | ふるさと産品等の生産・流通に関する指導・助言事務 等 | | | ○ | | | | |
| 地産地消の推進 | 農 92 | 地産地消推進会議(県版)の地域下部組織にメンバーとして参画 | | | ○ | | | | |
| 食農教育・食生活指針の推進 | 農 93 | 市町、学校、生産者、消費者等に対する指導・助言事務 等 | | | ○ | | | | |
| 環境保全型農業の推進 | 農 94 | エコファーマー認定(持続的農業法4条:農業者計画を本庁で認定)に関する指導・助言、計画認定申請書の経由事務 〔本庁事務〕エコファーマー認定事務 等 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律4条、5条、9条 | ○ | ○ | ○本庁権限も含め基礎自治体へ移譲する。 ○但し、移譲時期は、制度定着など条件の整った時(計画期間後半又はそれ以降)とする。 ○なお、それまでの間は、申請書経由事務等を基礎自治体へ窓口委託する。 ○エコファーマー認定事務には、農薬、化学肥料に関する知識等が必要である。 | | | |
| 家畜排泄物等有機性資源の循環利用の促進 | 農 95 | 家畜排泄物等の有機性資源循環利用の促進に関する指導・助言事務 等 | | | ○ | | | | |
| 農業用廃プラスチックの適正処理 | 農 96 | 農業用廃プラスチック適正処理に関する指導・助言事務 等 | | | ○ | | | | |
| 中山間地域等直接支払制度 | 農 97 | 中山間地域の農業生産不利益補正補助金に係る市町への補助金交付事務、集落協定締結指導・助言事務 等 | | | ○ | | | | |
| 有害鳥獣対策 | 農 98 | イノシシ等広域連携捕獲に係る地元調整事務、単県補助金交付事務 等 | | | ○ | | | | |
| 農産物の被害対策 | 農 99 | しも被害など今後の農業振興施策・事業に必要な情報等の収集事務 | | | ○ | | | | |
| 水稻の種子対策 | 農 100 | 県が指定した種子生産場における、稻の出穂から成熟状況までの状況審査 | 主要農作物種子法 | | ○ | 種子(市場に出回る前の種苗)審査については、民間等で対応可能と考えられる事務であり、國に制度見直しを提案する。 | | | |

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

| 項目 | 部 NO | 事務内容 | 仕分け | | | 備考 | | | |
|--|-------|---|-------------------------------------|--------|---------|--|--|--|--|
| | | | 権限 委託 | 限 口 | 県 実施 | | | | |
| VII 地域活性化に関する事務 | | | | | | | | | |
| 農山村の地域活性化に関する事務 | | | | | | | | | |
| 農村地域工業等導入促進対策 | 農 101 | 市町実施計画(農業従事者が工業等に就業し、農と工の均衡ある発展)策定に関する指導・助言事務 〔本庁事務〕県計画策定(国同意必要)事務、市町計画同意事務 等 | 農村地域工業等導入促進法 | | | ○ 市町計画の県協議廃止による市町事務完結化を国に提案する。 | | | |
| 市民農園整備促進法 | 農 102 | 市民農園整備に係る市町等に対する指導・助言事務 等 〔本庁事務〕市民農園整備基本方針策定、市町が行う市民農園区域指定、及び開設認定に係る同意 | 市民農園整備促進法 3条、4条2項、7条4項 | | | ○ 1 地元調整事務等については、基礎自治体の自主的な対応に委ねる。 2 本庁事務については、地域の土地利用施策の基礎自治体への一元化を図る視点で、基礎自治体で事務が完結できるよう県関与(同意事務)廃止を国に提案したうえで、将来的に移譲を検討する。 | | | |
| 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律に関すること(市民農園として利用) | 農 103 | 市町が行う特定農地貸付に係る農業委員会許可事務への指導・助言事務 等 | 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律 | | | 市町と農業委員会の事務であり、県実施の必要はなく、事務廃止とする。 | | | |
| 特定農山村地域の整備事業 | 農 104 | ○ソフト事業(高付加価値型農業(新たな農作物の定着)推進、地域資源を生かした都市農村交流等)を助成する市町造成基金への間接補助金交付事務、情報収集・提供、市町事業の指導・助言事務 ○市町が策定する基盤整備計画の作成・変更に対する同意事務 等 | 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備促進法 | | | ○ 1 地域活性化に資する事務であり、基礎自治体の主体的な対応に委ねることを基本とし、地域事務所が市町と重層的に行っている事務事業(県推進事業等)は、段階的に縮減する。 2 国に対する提案 ①基礎自治体への一般財源化又は直接補助 ②県推進事業を廃止し、基礎自治体推進事業へ一本化 ③市町計画の県協議廃止等による基礎自治体の事務完結化 | | | |
| 新山村振興等農林漁業特別対策事業 | 農 105 | ○ハード・ソフト(山村・都市交流施設等)間接補助金交付事務、市町への指導・助言(計画立案等)事務 ○農林漁業者等が策定する山村振興計画認定事務 | 山村振興法 | | | ○ | | | |
| 都市農村交流対策(農村休暇法)事業 | 農 106 | 農村滞在型余暇活動(ワークショップ活動実施による都市住民受け入れるための地域連携システムや、校舎利用施設等)への間接補助金交付事務、情報収集・提供、市町事業指導・助言事務、市町計画の作成・変更に対する協議事務 等 〔本庁事務〕県基本方針策定 等 | 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 | | | ○ | | | |
| IX 漁業に関する事務 | | | | | | | | | |
| 漁業に関する事務 | | | | | | | | | |
| 漁業の許認可 | 農 107 | ○漁業権者の休業届出受理 ○漁業許可 中型まき網漁業許可 小型まき網漁業許可 底引き網漁業許可(無動力船) 等 〔本庁事務〕漁業権決定、海区への諮問、漁業調整規則制定 等 | 漁業法 35条 等 広島県漁業調整規則 7条 | | | ○ | | | |
| 県外・外海出漁 | 農 108 | 県外出漁漁業者に対する指導 等 | 漁業法 | | | ○ | | | |
| 漁業権行使規則の認可 | 農 109 | 漁業権をもつ漁協が定める漁業権行使規則(漁業区域、操業方法、期間等のルールを規定)の認可 | 漁業法 8条 | | | ○ | | | |
| 漁業調整 | 農 110 | 漁業権、漁業許可など漁業秩序維持のための指導・助言事務、漁場又は漁具の標識設置届出受理 等 | 広島県漁業調整規則 | | | ○ | | | |
| 漁業権・漁場行使・操業の適正化 | 農 111 | 水産資源の保護培養、漁業取締り、漁業調整を図るための指導・助言事務 等 | | | | ○ | | | |

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

| 項目 | 部 NO | 事務内容 | 仕分け | | | 備考 |
|----------------------------------|-------|--|--|----------|-----|--|
| | | | 権限 委託 | 窓口 受付 | 県実施 | |
| 停泊処分 | 農 112 | 停泊処分の履行確認事務 〔本庁事務〕停泊処分 | 広島県漁業調整規則 50条 等 | | ○ | |
| 漁業取締(司法警察職員・漁業監督吏員=漁港内での違法漁具摘発等) | 農 113 | 司法警察職員、漁業監督吏員としての漁業取締事務 等 | 漁業法 74条 | | ○ | |
| 駐留軍に係る漁業の損失補償 | 農 114 | 駐留軍(岩国、秋月、広)による漁業制限水域によって損害を受けた漁協に対する損失補償金の交付事務 等 | | | ○ | |
| 遊漁船業登録 | 農 115 | 遊漁船業の登録、立入検査 等 〔本庁事務〕遊漁船団体の指定 等 | 遊漁船業の適正化に関する法律 | | ○ | |
| 漁船登録 | 農 116 | 動力漁船(20トン未満)の建造許可、工事完成後の認定、漁船として使用する場合の漁船の建造調整(総トン数の測度) 等 | 漁船法 4条、6条、8条 小型漁船の総トン数の測度に関する政令1条 | | ○ | |
| 漁船登録(認定、検認) | 農 117 | 漁船登録、登録票の検認(5年毎)、漁船の登録、指定 等 | 漁船法 10条、12条、13条、17条、 19条、20条、21条 | | ○ | |
| 小型船舶登録 | 農 118 | 20トン未満の船舶(但し、漁船法に規定される漁船を除く。)に係る総トン数の測度 | 小型船舶の総トン数の測度に関する法律 | | | 現在、県に法定受託されているが、H17年度から国が小型船舶検査機構に行わせるため事務廃止とする。 |
| 資源管理型漁業 | 農 119 | 漁業者が行う資源管理実践活動(広域回遊魚種の資源回復推進)等に対する間接補助金交付事務、指導・助言事務 等 | | | ○ | |
| ヒラメバイロット事業 | 農 120 | 広島県栽培漁業協会に対するヒラメ栽培漁業に係る間接補助金交付事務、指導・助言事務 等 | | | ○ | |
| TAC、TAEの推進 | 農 121 | 資源回復のための漁獲量(TAC)、出漁隻日数の上限設定(TAE)に係る指導・助言事務、漁獲量等の把握・管理事務 等 | | | ○ | |
| 赤潮対策等漁場環境対策 | 農 122 | 赤潮対策等に係る指導普及事務、赤潮発生通报における水質検査 等 | | | ○ | |
| 漁業災害の調査 | 農 123 | 漁業災害等の被害調査事務 等 | | | ○ | |
| 水産業(漁業)協同組合法に基づく指導監督 | 農 124 | 設立認可、解散決議の認可、報告の聴取・資料提出命令 等 | 水産漁業協同組合法 水産業協同組合法施行令 漁業協同組合等の信用事業に関する命令 水産業協同組合法施行細則 | | ○ | |
| 水産業協同組合の育成・指導監督 | 農 125 | 水産業協同組合法に付随した指導・助言事務 等 | | | ○ | |
| 漁協合併 | 農 126 | 漁協が定めた合併後の事業経営計画認定事務、漁協に対する合併に係る指導・助言、関係市町村に対する協力要請事務 等 〔本庁事務〕県漁連が定めた合併基本計画の届出受理、合併基本計画策定及び実施に係る指導・助言事務 等 | 漁業協同組合合併促進法 | | ○ | |
| 林業関係団体の指導監督 | 農 127 | 森林組合に対する指導監督事務、定款変更認可、精算人の選任 等 〔本庁事務〕設立認可事務 等 | 森林組合法 | | ○ | |

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

| 項目 | 部 NO | 事務内容 | 仕分け | | | 備考 | | | |
|---------------|-------|---------------------------------------|---|------|-----|---|--|--|--|
| | | | 権限移譲 | 空口委託 | 県実施 | | | | |
| 家畜保健衛生 | | | | | | | | | |
| 家畜保健衛生に関する事務 | | | | | | | | | |
| 家畜の保健衛生等 | 農 128 | 家畜の保健衛生、防疫、病性鑑定、検査等に関する事務(家畜保健衛生所の業務) | 家畜保健衛生所法 家畜伝染病予防法 薬事法 家畜改良増殖法 飼料安全法 | | | ○ ○ 客体数や分布等を勘査して、効率的な事務処理体制を検討する。 なお、この際には家畜伝染病発生時の初動防疫の重要性等や、本庁、周辺の市町及び団体等との連携・応援体制を踏まえる必要がある。 | | | |

事務事業仕分表(農林水産部 公共)

| 項目 | | 事務内容 | 仕分け | | 備考 | | | |
|---|---------|--|-----------------------|-----------------------|-------------------------------------|--|--|--|
| | | | 権限移譲 | 県実施 | | | | |
| VII 農林水産業の振興に関する事務 | | | | | | | | |
| VII-2 施設や生産基盤の整備に関する事務 基盤整備(団体営) | | | | | | | | |
| 団体営事業への技術支援、補助金関係事務 ○土地改良事業 ・ぼ場整備 ・農道整備 ・総合整備など ○漁場基盤整備 ・漁礁設置 ・底質改善など ○林道整備 ・林道整備 ・作業路等など | 農林公共- 1 | 団体営事業に関する調査(土地改良、漁場基盤整備、林道整備) ・予定地調査 ・国庫委託調査(土地改良施設の現況調査など) | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | ○県実施(市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。) | | | |
| | 農林公共- 2 | 土地改良区の育成・指導 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | ○土地改良法に基づく指導・監督権限を市町に権限移譲する。 | | | |
| | 農林公共- 3 | 団体営土地改良事業(市町事業)に係る事業施工認可等土地改良法上の手続 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | ○県実施(市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。) | | | |
| | 農林公共- 4 | 団体営土地改良事業(土地改良区等の事業)に係る事業施工認可等土地改良法上の手続 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | ○土地改良法に基づく権限を市町に権限移譲する。 | | | |
| | 農林公共- 5 | 団体営事業に係る補助金関係事務(土地改良、漁場基盤整備、林道整備) ・市町の補助申請の審査・進達 ・市町への補助金の支出事務 ・事業完了確認・検査等事務 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | ○県実施(市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。) | | | |
| | 農林公共- 6 | 団体営事業に対する技術支援(土地改良、漁場基盤整備、林道整備) ・事業計画策定に対する指導・助言 ・設計・積算に対する指導・助言 ・事業実施に対する技術支援・審査 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | ○県実施(市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。) | | | |
| | 農林公共- 7 | 災害復旧に係る補助金関係事務(土地改良、林道整備) ・国の災害査定実施に関する調整 ・市町の補助申請の審査・本庁進達 ・市町への補助金の支出事務 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | ○県実施(市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。) | | | |
| | 農林公共- 8 | 災害復旧に対する技術支援(土地改良、林道整備) ・事業計画策定に対する指導・助言 ・設計・積算に対する指導・助言 ・事業実施に対する技術支援・審査 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | ○県実施(市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。) | | | |

事務事業仕分表(農林水産部 公共)

| 項目 | | 事務内容 | 仕分け 権限移譲 | 県実施 | 備考 |
|--|----------|--|-------------|-----|--|
| VII 農林水産業の振興に関する事務 | | | | | |
| VII-2 施設や生産基盤の整備に関する事務 基盤整備(県管) | | | | | |
| 県営事業の調査等 | 農林公共- 9 | 県営事業に関する調査（土地改良、漁場基盤整備、林道整備） ・予定地調査 ・国庫委託調査（土地改良施設の現況調査など） | | ○ | ○県で実施する。 |
| 県営土地改良事業 | 農林公共- 10 | 技術的専門性を要する工事の実施 ・大規模な橋梁・トンネル等を含む農道工事 ・ダム、パイプライン等の工事を含む幹線水利施設の建設・補修 ・地すべり対策工事 ・県営ため池改修のうち大規模な工事 等 | | ○ | ○県で実施する。 |
| | 農林公共- 11 | 効果が主として地域内で完結し、高度な専門性を要しない工事の実施（用地買収・補償、換地計画策定指導等を含む） ・ほ場整備 ・大規模な橋梁・トンネル等を含まない農道工事 ・県営ため池改修のうち大規模でない工事等 | | ○ | ○事業主体は県であるが、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町による事業実施を進めていく（別途、県が具体的な範囲を定める）。 |
| | 農林公共- 12 | 事業主体としての事務手続 ・事業実施申請の受理、審査、決定 ・換地処分、異議申立て等への対応 ・受益者負担金、市町分担金の徴収 ・補助金返還に関する現地事務処理 等 | | ○ | ○県で実施する。 |
| 県営漁場基盤整備 | 農林公共- 13 | 大規模なも場・干潟の造成工事 | | ○ | ○広域性、大規模性、専門性がある工事は県が実施する。 |
| 県営漁港整備 | 農林公共- 14 | 占用許可等法令に基づく管理 ①地域的に利用される漁港 ②広域的に利用される漁港 ※桟橋等の管理、使用料の徴収等を事務委託により移譲している漁港もある。 | ① ② | | ・地域的に利用されるものと広域的に利用されるものを整理する（以下、同じ）。 ①施設整備が必要なものを除き、計画期間を通じて管理者の変更を進めていく（管理者変更までの間は、事務委託で市町に委託したものは市町、その他は県で実施する）。 ②漁港管理者である県で実施する。 |
| | 農林公共- 15 | 漁港の維持修繕 ①地域的に利用される漁港 ②広域的に利用される漁港 ※市町に事務委託した施設の1件百万円未満の維持修繕は市町に移譲済み | ① ● ② | | ①管理者変更により移譲する ●管理者変更までは原則として県で実施するが、漁港土木技術の特殊性等を踏まえながら、可能なものについては事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用して市町による事業実施を進めていく。 ②漁港管理者である県で実施する。 |
| | 農林公共- 16 | 漁港の施設整備（単県、国補） ①地域的に利用される漁港 ②広域的に利用される漁港 | ① ● ② | | ①管理者変更により移譲する ●管理者変更までは原則として県で実施するが、単県施設整備については、漁港土木技術の特殊性等を踏まえながら、可能なものについては事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用して市町による事業実施を進めていく。 ②漁港管理者である県で実施する。 |

事務事業仕分表(農林水産部 公共)

| 項目 | | 事務内容 | 仕分け 権限 移譲 | 県 実施 | 備考 |
|---|----------|---|-----------------|---------|---|
| | 農林公共- 17 | 漁港の災害復旧 ①地域的に利用される漁港 ②広域的に利用される漁港 | ① | ② | ①管理者変更により移譲する（管理者変更までは、県で実施する）。 ②漁港管理者である県で実施する。 |
| 県営林道整備 | 農林公共- 18 | 技術的専門性を要する工事の実施 ・大規模な橋梁・トンネル等を含む林道工事 | | ○ | ○県で実施する。 |
| | 農林公共- 19 | 効果が主として地域内で完結し、高度な専門性を要しない工事の実施（使用貸借契約、立木補償等を含む） ・大規模な橋梁・トンネル等を含まない林道工事 | ○ | | ○事業主体は県であるが、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町による事業実施を進めていく（別途、県が具体的な範囲を定める）。 |
| X 地域の生活基盤に関する事務 | | | | | |
| X-1 生活環境の整備に関する事務 (農山漁村の上下水、公共施設、生活道路) | | | | | |
| 県営土地改良事業 ・中山間総合整備 ・農村振興総合整備など | 農林公共- 20 | 効果が主として地域内で完結し、高度な専門性を要しない工事の実施（用地買収・補償等を含む） ・用水施設の整備工事 ・農村公園の整備、コミュニティ施設、防火施設等の建設工事 ・集落道の整備工事 など | ○ | | ○事業主体は県であるが、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町による事業実施を進めていく（別途、県が具体的な範囲を定める）。 |
| 団体営事業への技術支援、補助金関係事務 | 農林公共- 21 | 団体営中山間総合整備、団体営漁業集落環境整備、団体営森林居住空間整備などに関する次の事務 ・団体営事業に関する調査 ・補助金関係事務（通常の事業実施、災害復旧） ・技術支援（通常の事業実施、災害復旧） | | ○ | ○県実施（団体営事業に対する補助金事務は本庁で実施する。また、市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。） |
| X 地域の生活基盤に関する事務 | | | | | |
| X-2 交通基盤の整備に関する事務 (農林道、漁港関連道) | | | | | |
| 県営土地改良事業【再掲】 | 農林公共- 22 | ・県営農道整備 【農林公共-10～12に同じ】 | — | — | (技術的専門性を要する工事は県で実施し、要しない工事は市町による事業実施を推進する。) |

事務事業仕分表(農林水産部 公共)

| 項目 | | 事務内容 | 仕分け 権限移譲 | 県 実施 | 備考 |
|--|----------|---|-------------|---------|--|
| 県営漁港整備 【再掲】 | 農林公共- 23 | ・県営漁港整備における漁港関連道整備 【農林公共— 14～17に同じ】 | — | — | (広域的に利用される漁港については県が実施し、地域的に利用される漁港については管理者変更により市町に権限移譲する。) |
| 県営林道整備 【再掲】 | 農林公共- 24 | ・県営林道開設・改良 【農林公共—18, 19に同じ】 | — | — | (技術的専門性を要する工事は県で実施し、要しない工事は市町による事業実施を推進する。) |
| 団体営事業への技術支援、補助金関係事務 【再掲】 | 農林公共- 25 | 団体営中山間総合整備、団体営漁港環境整備、団体営森林居住空間整備などに関する次の事務 ・団体営事業に関する調査 ・補助金関係事務（通常の事業実施、災害復旧） ・技術支援（通常の事業実施、災害復旧） | — | — | ○県実施（団体営事業に対する補助金事務は本庁で実施する。また、市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。） |
| X 地域の生活基盤に関する事務 | | | | | |
| X-2 交通基盤の整備に関する事務 X-3 住民の生命財産保全に関する事務（漁港海岸）（農地海岸）（治山） | | | | | |
| 漁港海岸 | 農林公共- 26 | 漁港区域内の海岸保全区域における占用許可、工事原因者への工事命令等法令に基づく管理 ①地域的に利用される漁港区域内 ②広域的に利用される漁港区域内 | ① | ② | ①施設整備が必要なものを除き、計画期間を通じて、漁港の管理者変更と一体に海岸管理者の変更を進めていく（管理者変更までの間は、県で実施する）。 ②海岸管理者である県で実施する。 |
| | 農林公共- 27 | 漁港区域内の海岸保全施設の維持修繕 ①地域的に利用される漁港区域内 ②広域的に利用される漁港区域内 | ① | ② | ①漁港の管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する ●管理者変更までは、原則として県で実施するが、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用して市町による事業実施を進めていく。 ②海岸管理者である県で実施する。 |
| | 農林公共- 28 | 漁港区域内の海岸保全施設の施設整備 ①地域的に利用される漁港区域内 ②広域的に利用される漁港区域内 | ① | ② | ①漁港の管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する（管理者変更までは、原則として県で実施する）。 ②海岸管理者である県で実施する |
| | 農林公共- 29 | 漁港の区域内の海岸保全施設の災害復旧 ①地域的に利用される漁港区域内 ②広域的に利用される漁港区域内 | ① | ② | ①漁港管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する（管理者変更までは、県で実施する）。 ②海岸管理者である県で実施する。 |

事務事業仕分け表(農林水産部 公共)

| 項目 | | 事務内容 | 仕分け | | 備考 |
|------|----------|---|-----------------------|----------------------------------|---|
| | | | 権限 | 県実施 | |
| 農地海岸 | 農林公共- 30 | 海岸保全区域（農林水産省所管分）に係る占用許可、工事原因者への工事命令等法令に基づく管理 | <input type="radio"/> | | ○施設整備が必要なものを除き、海岸法5条2項の適用方法等を検討し、計画期間を通じて管理者変更を進めていく（管理者変更を行うまでの間は、県で実施する）。 |
| | 農林公共- 31 | 海岸保全区域（農林水産省所管分）に係る ①占用許可等日常的管理 ②工事原因者への工事命令等 | <input type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> | ①海岸法5条2項による管理者変更を行うまでの間においても、海岸法5条6項により移譲可能な事務は権限移譲を進めていく。 ②管理者変更までの間は、県で実施する（海岸法5条6項、海岸法施行令1条の4により移譲できない事務） |
| | 農林公共- 32 | 海岸保全区域（農林水産省所管分）内の海岸保全施設の維持修繕 | <input type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> | ○管理者変更により移譲する。 ●管理者変更までは、原則として県が実施するが、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用した市町による事業実施を進めていく。 |
| | 農林公共- 33 | 海岸保全区域（農林水産省所管分）内の海岸保全施設の施設整備 | <input type="radio"/> | | ○管理者変更により移譲する（管理者変更までは、原則として県で実施する）。 |
| | 農林公共- 34 | 海岸保全区域（農林水産省所管分）内の海岸保全施設の災害復旧 | <input type="radio"/> | | ○管理者変更により移譲する（管理者変更までは、県で実施する）。 |
| 治山 | 農林公共- 35 | 治山施設台帳の作成・保管などの管理事務 | | <input type="radio"/> | ○県で実施する。 |
| | 農林公共- 36 | 治山施設の維持修繕 | | <input type="radio"/> | ○市町の区域内で完結する水系に係る施設整備は、当該保安林に関する権限移譲に合わせて市町で実施できるよう国に制度改正を提案する。 ○施設整備について、保安林に関する権限移譲が実現するまでの間も、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて市町による事業実施を進めていく。 |

事務事業仕分表(農林水産部 公共)

| 項目 | | 事務内容 | 仕分け 権限移譲 | 県 実施 | 備考 |
|------------------------|----------|---------------------------------|-------------|---------|--|
| | 農林公共- 37 | 複数年度にわたり、面的に集中的に行う治山ダム・山腹工事等の実施 | | ○ | ○大規模性、専門性があり、県で実施する。 |
| | 農林公共- 38 | 單年度で整備する治山ダム・山腹工事等の実施 | | ○ | ○市町の区域内で完結する水系に係る施設整備は、当該保安林に関する権限移譲に合わせて市町で実施できるよう国に制度改正を提案する。 ○施設整備について、保安林に関する権限移譲が実現するまでの間も、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて市町による事業実施を進めていく（別途、県が具体的な範囲を定める）。 |
| | 農林公共- 39 | 災害復旧、災害関連事業の実施 | | ○ | ○県で実施する。 保安林に関する権限移譲に合わせて市町で実施できるよう国に制度改正を提案していく。 |
| 地すべり防止施設の整備、維持及び指定地の管理 | 農林公共- 40 | 地すべり防止区域内の許認可等法令に基づく管理 | | ※ | ※指定地内における占用許可等の管理権限については、国に対する制度改正の提案を行うとともに、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、計画期間を通じて、移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。 |
| | 農林公共- 41 | 地すべり防止施設の維持修繕 | | ○ | ○技術的に難易度の高い工事であり、当面県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。 |
| | 農林公共- 42 | 地すべり防止施設の施設整備（国補） | | ○ | ○技術的に難易度の高い工事であり、当面県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。 |
| | 農林公共- 43 | 地すべり防止施設の災害復旧 | | ○ | ○技術的に難易度の高い工事であることから、当面県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。 |

事務事業仕分表(農林水産部 公共)

| 項 目 | | 事 務 内 容 | 仕分け | | 備 考 |
|------|----------|----------|------------------|-------------|---------------------------|
| | | | 権 限 移 譲 | 県 実 施 | |
| ダム管理 | 農林公共- 44 | ・三川ダムの管理 | | ○ | ○管理に高度な技術を要することから、県で実施する。 |

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 仕分け | | | 備考 | | | |
|-----------------------------|-------|---|---|----------|-----|--|--|--|--|
| | | | 権限 移譲 | 窓口 委託 | 県実施 | | | | |
| III 事業活動の規制に関する事務 | | | | | | | | | |
| III-1 事業活動の許可等に関する事務 | | | | | | | | | |
| 建設業等 | 土1 | 建設業許可申請等に関する受理、審査、進達、通知 (約14,000業者、5年更新) | 建設業法 5条、11条、12条 | | ○ | | | | |
| | 土2 | 経営事項審査申請に関する受理、審査、進達 (公共工事への参加業者: 約4,500業者、有効期間は決算日から1年7か月) | 建設業法 27条の23 | | ○ | | | | |
| | 土3 | 入札参加資格審査申請等に関する受理、審査、進達 (県の競争入札等参加業者: 約4,000業者、隔年受付) | 地方自治法 234条 | | ○ | | | | |
| | 土4 | 浄化槽工事業者の登録申請に関する受理、審査、進達、通知 (土木工事、建築工事、管工事の許可を持っていない業者: 約1,000業者) | 浄化槽法 22条、33条 | | ○ | | | | |
| | 土5 | 解体工事業者の登録申請に関する受理、審査、進達、通知 (土木工事、建築工事、とび・土工工事の許可を持っていない業者: 約100業者) | リサイクル法 22条 | | ○ | | | | |
| | 土6 | 宅地建物取引業免許申請、変更届に関する受付、審査、進達 宅地建物取引主任者の登録、審査、進達等 (約3,000業者、5年更新) | 宅地建物取引業法 3条、9条、10条、19条、19条の2、20条、72条 | | ○ | | | | |
| 採石 | 土7 | 災害防止緊急措置命令、廃止者災害防止命令、指導・助言、報告書収集、立入検査等 | 採石法 33条の13、33条の17、34条の6、42条 | ○ | | 従来、1万m ³ 以上の採取計画の認可是本庁権限、1万m ³ 未満は地域事務所権限。 | | | |
| | 土8 | 採取計画の認可(認可、変更認可、変更届受理、条件設定、変更命令、休止・廃止届受理、取消し、停止命令、聴聞) | 採石法 33条、33条の5第1項、33条の5第2項、33条の7、33条の9、33条の10、33条の12、34条の4第1項 | ○ | | | | | |
| | 土9 | 採取計画の認可(積立計画変更承認、保証人変更届受理) | 採石業の適性の実施の確保に関する条例 12条、13条 | ○ | | | | | |
| 砂利採取 | 土10 | 採取計画の認可 | 砂利採取法 16条 | ○ | | 河川管理者に係るものと除く。 従来、陸砂利採取計画の認可是本庁権限。 | | | |
| | 土11 | 採取計画の変更認可 | 砂利採取法 20条第1項 | ○ | | | | | |
| | 土12 | 採取計画等の変更に係る届出の受理 | 砂利採取法 20条第2・3項 | ○ | | | | | |
| | 土13 | 採取計画の変更の命令 | 砂利採取法 22条 | ○ | | | | | |
| | 土14 | 災害防止のための緊急措置命令等 | 砂利採取法 23条 | ○ | | | | | |
| | 土15 | 砂利採取の廃止届の受理 | 砂利採取法 24条 | ○ | | | | | |
| | 土16 | 採取計画の認可の取消し又は砂利採取の停止命令及び当該処分に係る聴聞 | 砂利採取法 26条、38条 | ○ | | | | | |

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 | |
|----------------|-------|---|-------------------------------|----------|----------|---------|---------------------------------------|--|
| | | | | 権限 移譲 | 窓口 委託 | 県 実施 | | |
| | 土17 | 採取計画の認可の条件の設定 | 砂利採取法 31条 | ○ | | | | |
| | 土18 | 報告の徴収 | 砂利採取法 33条 | ○ | | | | |
| | 土19 | 立入検査 | 砂利採取法 34条2項 | ○ | | | | |
| | 土20 | 砂利採取業者に対する指導等 | 砂利採取法 41条第1項 | ○ | | | | |
| V 都市の整備に関する事務 | | | | | | | | |
| V-1 都市行政に関する事務 | | | | | | | | |
| 都市計画 | 土21 | 県の定める都市計画案の作成 | 都市計画法 | | | ○ | | |
| | 土22 | 市町村の都市計画等に対する助言 | 都市計画法 | | | ○ | | |
| | 土23 | 都市計画決定、変更のための他人の土地への立入り等 | 都市計画法 25条1項 | | | ○ | | |
| | 土24 | 上記立入りにおける障害物の伐除、試掘等 | 都市計画法 26条1項 | | | ○ | | |
| | 土25 | 市町村が行う都市計画事業の認可 | 都市計画法 59条、60条、63条 | | | ○ | | |
| 開発行為等の規制 | 土26 | 開発行為の許可 | 都市計画法 29条 | ○ | | | 建築確認とセット。 開発審査会は、当面、県の審査会を活用。 | |
| | 土27 | 開発許可に係る建築等の制限 | 都市計画法 42条、43条 | ○ | | | | |
| | 土28 | 市街地開発事業等予定区域内の建築等の制限 | 都市計画法 52条の2第1項 | ○ | | | | |
| | 土29 | 都市計画施設の区域、市街地再開発事業の施行区域内における建築許可 | 都市計画法 53条1項 | ○ | | | | |
| | 土30 | 施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における建築等の制限 | 都市計画法 57条の3第1項 | ○ | | | | |
| | 土31 | 開発行為の許可申請者、工事施工者に対する、資力、信用等を証する書類提出の求め | 都市計画法施行細則 5条 | ○ | | | | |
| 風致地区 | 土32 | 風致地区内における建築物の新築、宅地造成、水面埋立、木竹伐採、土石採取等の許可 | 風致地区内における建築等の規制に関する条例 2条1項 | ○ | | | 10ha未満の風致地区的建築規制等は、既に法で移譲済。10ha以上も移譲。 | |
| | 土33 | 上記許可の取消し等 | 風致地区内における建築等の規制に関する条例 5条1項 | ○ | | | | |
| | 土34 | 上記許可の取消し等に係る立入検査 | 風致地区内における建築等の規制に関する条例 6条1項 | ○ | | | | |

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|----------|-------|--------------------------------------|--|----------|----------|-----|--|
| | | | | 権限 移譲 | 窗口 委託 | 県実施 | |
| | 土35 | 上記許可に係る行為を中止した者からの届出受理 | 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則4条 | ○ | | | |
| 宅地造成等の規制 | 土36 | 住宅地造成事業規制区域内において行われる住宅地造成事業の認可 | 旧住宅地造成事業に関する法律4条 | ○ | | | 建築確認とセット。 本庁権限である1ha以上の宅地造成行為の許認可も移譲。 |
| | 土37 | 住宅地造成事業規制区域内において行われる住宅地造成事業の認可 | 旧住宅地造成事業に関する法律施行細則6条 | ○ | | | |
| | 土38 | 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事の許認可 | 宅地造成等規制法8条 | ○ | | | |
| | 土39 | 工事着手届の受理、工事計画の軽易な変更等 | 宅地造成等規制法施行細則3条 | ○ | | | |
| | 土40 | 住宅改良地区内における建築行為の制限等 | 住宅地区改良法 | ○ | | | |
| 土地区画整理事業 | 土41 | 土地区画整理事業施工地区内の建築行為等の制限 | 土地区画整理法76条 | ○ | | | |
| | 土42 | 土地区画整理事業を施行する個人及び土地区画整理組合の事業計画等の認可 | 土地区画整理法4条、14条 | ○ | | | |
| | 土43 | 上記事業計画等の変更認可 | 土地区画整理法10条、39条 | ○ | | | |
| | 土44 | 換地計画の認可 | 土地区画整理法86条 | ○ | | | |
| 市街地再開発事業 | 土45 | 市街地再開発事業を行う個人施行者の認可、組合の設立認可、事業計画の変更等 | 都市再開発法7条、11条、38条、58条 | ○ | | | |
| | 土46 | 施行者が定める権利交換計画の認可 | 都市再開発法72条 | ○ | | | |
| | 土47 | 個人施行者及び組合の事業の代行 | 都市再開発法112条、113条、114条、115条、116条、117条、118条 | ○ | | | |
| 屋外広告物 | 土48 | 違反広告物の除却(はり紙) | 屋外広告物法7条3項 | ○ | | | 国県道の占用に係るものと除き特例条例で移譲済。道路管理権限と切り離して全て移譲。 |
| | 土49 | 違反広告物の除却(はり札、立看板) | 屋外広告物法7条4項 | ○ | | | |
| | 土50 | 広告物の表示・設置の新規許可 | 広島県屋外広告物条例2条1項 | ○ | | | |
| | 土51 | 広告物の表示・設置の更新許可 | 広島県屋外広告物条例2条2項 | ○ | | | |
| | 土52 | 広告物の表示・設置の変更許可 | 広島県屋外広告物条例14条1項 | ○ | | | |
| | 土53 | 広告物設置者からの報告、資料提出要求、広告物等の調査 | 広島県屋外広告物条例12条 | ○ | | | |

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|-----------------------|-------|-------------------------------|--|------|------|-----|---------------------------------------|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | |
| | 土54 | 管理者変更届の受理 | 広島県屋外広告物条例 15条 | ○ | | | 第一次権限移譲計画に記載されている事務 |
| | 土55 | 除却届の受理 | 広島県屋外広告物条例 16条2項 | ○ | | | |
| | 土56 | 許可の取消し、広告物除却命令等 | 広島県屋外広告物条例 17条 | ○ | | | |
| | 土57 | 違反広告物の除却命令等 | 広島県屋外広告物条例 18条 | ○ | | | |
| | 土58 | 広告物除却の略式代執行 | 広島県屋外広告物条例 19条 | ○ | | | |
| 農住組合 | 土59 | [本庁事務] 農住組合の設立認可等 | 農住組合法 67条1項、71条2・5項、72条2項、81条、82条、83条1・2項、84条、85条1・2項 | ○ | | | 第一次権限移譲計画に記載されている事務 |
| 都市緑地保全 | 土60 | [本庁事務] 緑地保全区域内における建築行為の許可等 | 都市緑地保全法 5条1・3・4・5・6・7・8項、6条1・2項、7条1項、11条1・2項 | ○ | | | 第一次権限移譲計画に記載されている事務 |
| V-2 建築行政に関する事務 | | | | | | | |
| 建築確認 | 土61 | 建築物の建築等に関する申請及び確認 | 建築基準法 6条1項 | ○ | | | 小規模な市町の中で、建築主事を設置することが困難なところについて県実施等。 |
| | 土62 | 指定確認検査機関が建築確認を行ったときの報告受付 | 建築基準法 6条の2第3項 | ○ | | | |
| | 土63 | 指定確認検査機関の建築確認が不適切な場合の通知 | 建築基準法 6条の2第4項 | ○ | | | |
| | 土64 | 建築物に関する完了検査 | 建築基準法 7条4項・5項 | ○ | | | |
| | 土65 | 指定確認検査機関からの完了検査結果の報告受付 | 建築基準法 7条の2第6項 | ○ | | | |
| | 土66 | 建築物に関する中間検査 | 建築基準法 7条の3第4項・5項 | ○ | | | |
| | 土67 | 指定確認検査機関からの中間検査引受の報告・検査結果報告受付 | 建築基準法 7条の4第2項・6項 | ○ | | | |
| | 土68 | 検査済証の交付を受けるまでの建築物の仮使用の承認 | 建築基準法 7条の6第1項 | ○ | | | |
| | 土69 | 違反建築物に対する施工停止・除却・使用禁止の命令等 | 建築基準法 9条1・2・3・7・8・9・10・11・13項 | ○ | | | |
| | 土70 | 指定特殊建築物に係る、敷地、構造、建築設備の定期報告の受領 | 建築基準法 12条1項 | ○ | | | |

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|-----|-------|---|--------------------------|-----|----|----|----|
| | | | | 権限 | 窓口 | 委託 | |
| 土71 | | 指定建築設備に係る定期報告の受領 | 建築基準法 12条2項 | ○ | | | |
| 土72 | | 建築物の敷地、構造、建築設備等の台帳整備 | 建築基準法 12条5項 | ○ | | | |
| 土73 | | 建築物の建築、除却の届出受理等 | 建築基準法 15条1項・3項 | ○ | | | |
| 土74 | | 国、都道府県、建築主事を置く市町村の建築物に対する確認 | 建築基準法 18条3項 | ○ | | | |
| 土75 | | 国、都道府県、建築主事を置く市町村の建築物に対する完了検査、中間検査 | 建築基準法 18条6項・7項・9項・10項 | ○ | | | |
| 土76 | | 国、都道府県、建築主事を置く市町村の建築物に対する仮使用の承認 | 建築基準法 18条13項 | ○ | | | |
| 土77 | | 国、都道府県、建築主事を置く市町村の建築物に対する必要な措置要請 | 建築基準法 18条14項 | ○ | | | |
| 土78 | | 都市計画区域等における道路の指定 | 建築基準法 42条1項4号 | ○ | | | |
| 土79 | | 都市計画区域等における道路位置の指定 | 建築基準法 42条5項 | ○ | | | |
| 土80 | | 私道の変更又は廃止の制限 | 建築基準法 45条1項 | ○ | | | |
| 土81 | | 指定確認検査機関からの照会に対する回答・指示 | 建築基準法 77条の32第1項・2項 | ○ | | | |
| 土82 | | 仮設建築物に対する制限の緩和 | 建築基準法 85条3項・4項 | ○ | | | |
| 土83 | | 一定の複数建築物に対する制限の特例認定 | 建築基準法 86条1項・2項 | ○ | | | |
| 土84 | | 公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定 | 建築基準法 86条の2第1項 | ○ | | | |
| 土85 | | 一定の複数建築物の認定の取消し | 建築基準法 86条の5第2項 | ○ | | | |
| 土86 | | 用途の変更に対する確認・完了届の受理 | 建築基準法 87条1項 | ○ | | | |
| 土87 | | 建築設備の確認・検査 | 建築基準法 87条の2 | ○ | | | |
| 土88 | | 工作物の確認・検査（遊技施設を除く） | 建築基準法 88条1項・2項 | ○ | | | |
| 土89 | | 工事中の特殊建築物に対する措置命令・命令の取消し | 建築基準法 90条の2第1項・2項 | ○ | | | |

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|----|-------|---|-------------------------------------|------|------|-----|----|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | |
| | 土90 | 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出受付 | 建築基準法 90条の3 | ○ | | | |
| | 土91 | 許可又は確認に関する消防長の同意請求及び確認済通知 | 建築基準法 93条1項・4項 | ○ | | | |
| | 土92 | 書類の閲覧 | 建築基準法 93条の2 | ○ | | | |
| | 土93 | 防火壁の設置を要しない建築物認定 | 建築基準法施行令 115条1項4号 | ○ | | | |
| | 土94 | 前面道路とみなす道路認定 | 建築基準法施行令 131条の2第2項 | ○ | | | |
| | 土95 | 道路位置指定公告・通知 | 建築基準法施行規則 10条 | ○ | | | |
| | 土96 | 災害危険区域内の建築認定 | 広島県建築基準法施行 条例4条 | ○ | | | |
| | 土97 | がけ付近の建築物の建築認定 | 広島県建築基準法施行 条例4条2項4号 | ○ | | | |
| | 土98 | 特殊建築物等の敷地と道路との関係の建築認定 | 広島県建築基準法施行 条例13条1項, 14条1項, 15条1項 | ○ | | | |
| | 土99 | 自動車車庫等の出入口と道路との関係の建築認定 | 広島県建築基準法施行 条例18条2項1号 | ○ | | | |
| | 土100 | 既存建築物に対する適用緩和の認定 | 広島県建築基準法施行 条例20条 | ○ | | | |
| | 土101 | 工事監理者の決定又は変更の届出の受付 | 広島県建築基準法施行 細則6条 | ○ | | | |
| | 土102 | 工事監理状況報告書の受付 | 広島県建築基準法施行 細則7条 | ○ | | | |
| | 土103 | 道路位置指定の変更又は廃止及び公告並びに当該申請書の副本の交付 | 広島県建築基準法施行 細則14条1項・3項 | ○ | | | |
| | 土104 | 制限緩和に係る不適合既存建築物等の届出の受付 | 広島県建築基準法施行 細則30条 | ○ | | | |
| | 土105 | 申請書の取下げの届出の受付（知事に提出された申請書に係るもの除く） | 広島県建築基準法施行 細則31条 | ○ | | | |
| | 土106 | 建築主等の氏名又は住所の変更の届出の受付（知事が許可、認定又は承認したものに係るもの除く） | 広島県建築基準法施行 細則32条1項・3項 | ○ | | | |
| | 土107 | 建築物等の計画の変更の届出の受付（知事が許可、認定又は承認したものに係るもの除く） | 広島県建築基準法施行 細則33条1項 | ○ | | | |
| | 土108 | 工事の取りやめの届出の受付（知事が許可、認定又は承認したものに係るもの除く） | 広島県建築基準法施行 細則34条 | ○ | | | |

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|-----------------|-------|--|--|------|------|-----|--------------------------------------|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | |
| 浄化槽法 | 土109 | 浄化槽設置等の届出受理、変更命令等 (特定行政庁として) | 浄化槽法 5条1項・3項・4項 | ○ | | | 建築確認とセット。 |
| 住宅金融公庫法 | 土110 | 資金の貸付に係る住宅の工事審査 | 住宅金融公庫法 17条1項 | ○ | | | 建築確認とセット。 |
| | 土111 | 資金の貸付に係る幼稚園等又は関連利便施設の工事審査 | 住宅金融公庫法 17条2項 | ○ | | | |
| | 土112 | 宅地造成工事審査 | 住宅金融公庫法 17条4項 | ○ | | | |
| | 土113 | 資金の貸付に係る住宅改良の工事審査 | 住宅金融公庫法 17条5項 | ○ | | | |
| | 土114 | 資金の貸付に係る災害復興住宅の工事審査 | 住宅金融公庫法 17条6項 | ○ | | | |
| | 土115 | 資金の貸付に係る地すべり等関連住宅の工事審査 | 住宅金融公庫法 17条7項 | ○ | | | |
| | 土116 | 資金の貸付に係る宅地防災工事の審査 | 住宅金融公庫法 17条8項 | ○ | | | |
| | 土117 | 資金の貸付に係る合理的土地利用耐火建築物等の工事審査 | 住宅金融公庫法 17条10項 | ○ | | | |
| | 土118 | 資金の貸付に係る産業労働者住宅の工事審査 | 産業労働者住宅金融通法7条 | ○ | | | |
| 建設工事に係る資材の再資源化等 | 土119 | 届出の審査、助言、勧告、命令 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 10条1・2・3項、11条、14条、15条、18条2項、19条、20条、42条1・2項、43条1項 | ○ | | | 建築確認とセット。 |
| 建築士の指導等 | 土120 | 建築士に関連した一般的な指導及び処分に係る事情聴取及び本庁への報告 | | ○ | | | 建築確認とセット。 |
| 優良住宅の認定 | 土121 | 優良住宅の申請受理、審査、認定 | 租税特別措置法 28条の4、31条の2、62条の3、63条、68条の69 | ○ | | | 建築確認とセット。 |
| 優良宅地造成の認定 | 土122 | 優良宅地造成の認定に係る証明及び証明書の交付 | 優良宅地造成認定事務に関する規則7条2項、10条2項、12条2項 | ○ | | | 租税特別措置法に基づく事務は、特例条例で広島市、呉市及び福山市へ移譲済。 |
| | 土123 | 優良宅地造成の認定 | 租税特別措置法 28条の4 | ○ | | | |
| X 地域の生活基盤に関する事務 | | | | | | | |
| 国有財産の管理及び処分 | 土124 | ・国有財産法の規定による行政財産の用途廃止等 ・土地改良法の規定による地区編入の承認 ・道路法の規定による交換の同意 | 国有財産法9条3項 | ○ | | | |
| 補助金交付 | 土125 | ①補助金交付申請書の審査・受理 ②状況報告書の審査・受理 ③実績報告書の審査・受理 ④補助金交付請求書の審査・受理 ⑤補助金の支出等 | 準用河川制度の改正についてS47.9.7河川局長通達 | | | ○ | |

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|----|-------|---|---|-----|----|----|----|
| | | | | 権限 | 窓口 | 委託 | |
| | 土126 | 市町村の国庫補助事業に係る報告の徴収、立入検査に関すること | 委任規定第1条 | | | ○ | |
| | 土127 | 補助金等の実績報告に対する確認・指導及び補助事業の適正な執行を目的とした指導 | | | | ○ | |
| | 土128 | 補助事業等の完了について (補助事業実務必携) | 通知 | | | ○ | |
| | 土129 | 公共下水道国庫補助金交付申請、事務費の使途協議等の指導に関すること | 適化法5 | | | ○ | |
| | 土130 | 公共下水道過疎代行事業 | 過疎法15 | | | ○ | |
| | 土131 | 急傾斜地崩壊対策事業補助金に係る補助金事務に関すること(申請の受理・審査、交付決定・通知、実績報告の受理・審査・検査、確定・通知) | 急傾斜地崩壊対策事業補助金交付規則 | | | ○ | |
| | 土132 | 都市小河川改修事業補助金に係る ①補助金交付申請書の審査・受理 ②状況報告書の審査・受理 ③実績報告書の審査・受理 ④補助金交付請求書の審査・受理 ⑤補助金の支出等 | 広島県都市小河川改修事業補助金交付要綱 広島県河川環境整備事業補助金交付要綱 | | | ○ | |
| | 土133 | 市町村道整備事業費補助金に係る広島県補助金等交付規則に関すること | | | | ○ | |
| | 土134 | 中国横断自動車道尾道松江線地方協力補助金に係る広島県補助金等交付規則に関すること | | | | ○ | |
| | 土135 | 中山間地域下水道整備促進費補助事業補助金に係る広島県補助金等交付規則に関すること | 委任規則7-4-87 | | | ○ | |
| | 土136 | 清算金及び仮清算金の徴収又は交付に関すること | 委任規則7④69 | | | ○ | |
| | 土137 | 広島平和記念都市建設事業西部復興土地区画整理事業に伴う事業用地及び保留予定地で処分稟議を経たものの売買契約に関すること | 委任規則7④70 | | | ○ | |
| | 土138 | 処分した事業用地及び保留地の登記の嘱託に関すること | 委任規則7④71 | | | ○ | |

X-4 海面、水面の管理に関する事務

| | | | | | | | |
|--------|------|--|------------|--|--|---|---|
| 公有水面埋立 | 土139 | 他人の土地に対する立入又は一時使用の許可(申請受理・現地確認・審査・許可等)(海面を除く) | 公有水面埋立法14条 | | | ○ | 港湾区域については、港湾管理者が県から市・町に変更になる場合は、新しい港湾管理者である市・町へ権限移譲となる(港湾法第58条第2項)。 |
| | 土140 | しゅん功認可に係る検査(海面を除く) | 公有水面埋立法22条 | | | ○ | |
| | 土141 | しゅん功認可の告示の日前の工事用以外の工作物の設置許可(申請受理・現地確認・審査・許可等)(海面を除く) | 公有水面埋立法23条 | | | ○ | |
| | 土142 | 工事施行区域内にある物件の除却命令(海面を除く) | 公有水面埋立法31条 | | | ○ | |
| | | | | | | | |

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

| 項 目 | 部-No. | 事 務 内 容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備 考 |
|--------------|-------|--|--|----------|--------|-------------|--|
| | | | | 権限 委託 | 空 白 | 県 実 施 | |
| | 土143 | しゅん功認可に係る検査 (海面を除く) | 改正前公有水面埋立法 22条 | | | ○ | |
| | 土144 | しゅん功認可の告示の日前の埋立地使用 (海面を除く) | 改正前公有水面埋立法 23条 | | | ○ | |
| | 土145 | 埋立地の処分の制限に係る登記の嘱託 (海面を除く) | 改正前公有水面埋立法 27条 | | | ○ | |
| | 土146 | 埋立地に関する権利承継届出書の受理 (海面を除く) | 改正前公有水面埋立法 29条 | | | ○ | |
| | 土147 | 工事施行区域内にある物件の除却命令 (海面を除く) | 改正前公有水面埋立法 31条 | | | ○ | |
| | 土148 | 埋立地に関する権利の譲渡又は設定の許可 (海面を除く) | 改正前公有水面埋立法 27条1項 | | | ○ | |
| | 土149 | 埋立地に関する処分制限の解除 (海面を除く) | 改正前公有水面埋立法 27条1項 | | | ○ | |
| | 土150 | 埋立地に関する権利の譲渡又は設定の許可 (海面を除く) | 改正前公有水面埋立法 30条 | | | ○ | |
| | 土151 | 埋立地に関する処分制限の解除 (海面を除く) | 改正前公有水面埋立法 30条 | | | ○ | |
| | 土152 | 土地の立入り、一時使用的許可、竣工認可検査、工作物の設置許可等 (海面に限る) | 公有水面埋立法 14条, 22条, 23条, 27 条, 31条 | | | ○ | |
| | 土153 | 土地の立入り、一時使用的許可、竣工認可検査、工作物の設置許可等 (海面に限る) | 改正前公有水面埋立法 14条, 22条, 23条, 27 条, 29条, 30条, 31条 改正前公有水面埋立法 施行令7条 | | | ○ | |
| 一般海域 | 土154 | 海域の占用許可（申請書受理→審査・確認→進達→許可書受理→許可書通知） | 広島の海の管理に関する条例3条 | ○ | | | 市町界付近の案件は県と協議の上、管轄自治体を決めて処理。 |
| | 土155 | 使用者、工事等の届出（届出受理→審査・確認） | 広島の海の管理に関する条例施行規則3条 | ○ | | | |
| プレジャーボート係留保管 | 土156 | プレジャーボート所有者等の届出受理 | 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例7条 | ○ | | | 河川管理権限、港湾管理権限と切り離して移譲。 本庁権限である重点放置禁止区域指定、暫定係留区域指定の権限も移譲（重点放置規制区域指定にあたり県の同意は必要）。 |
| | 土157 | 届出済証の交付 | 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例8条 | ○ | | | |
| | 土158 | 所有者の届出、重点放置禁止区域内の放置に対する指導に関すること | 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例7条 | ○ | | | |
| | 土159 | 重点放置禁止区域の標識・看板の設置に関すること | 広島県プレジャーボートの係留保管に関する条例施行規則5条 | ○ | | | |
| 港湾振興 | 土160 | 福山港における土地分譲 | 公有財産管理規則 7条, 41条 | | | ○ | |
| | 土161 | 福山港におけるポートセールス | | | | ○ | |

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

| 項目 | 部No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 | | | | |
|---------------|------|--|------------------------|------|------|-----|------------------------|--|--|--|--|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | | | | | |
| 管理運営方法を検討するもの | | | | | | | | | | | |
| 施設管理に関する事務 | | | | | | | | | | | |
| 県営住宅の管理 | 土162 | 入居者の収入確認 | 公営住宅法34条 | | | ○ | 指定管理者制度を活用。行政決定権限は県実施。 | | | | |
| | 土163 | 入居手続、入居者決定等 | 広島県県営住宅設置及び管理条例9条、12条他 | | | ○ | | | | | |
| | 土164 | 入居手続、入居者決定等 | 広島県県営住宅管理規則3条他 | | | ○ | | | | | |
| | 土165 | 住宅敷地の使用 | 県営住宅敷地内自動車保管に関する取扱要領5条 | | | ○ | | | | | |
| | 土166 | 県営住宅用地の使用許可 | 行政財産使用規則3条 | | | ○ | | | | | |
| | 土167 | 建替、用途廃止及び住戸改善事業の損失補償 | 委任規則7④80 | | | ○ | | | | | |
| 都市公園の管理 | 土168 | 公園施設の設置又は管理の許可申請に関すること (広島県立びんご運動公園) | 都市公園法 5条2項 | | | ○ | 指定管理者制度を活用。行政決定権限は県実施。 | | | | |
| | 土169 | 占用許可、変更の申請に関すること (広島県立びんご運動公園) | 都市公園法 6条1項・3項 | | | ○ | | | | | |
| | 土170 | 原状回復等の指示に関すること (広島県立びんご運動公園) | 都市公園法 10条2項 | | | ○ | | | | | |
| | 土171 | 法律違反者等に対する監督処分に関すること (広島県立びんご運動公園) | 都市公園法 11条1項 | | | ○ | | | | | |
| | 土172 | 許可を受けた者に対する監督処分に関するこ と (広島県立びんご運動公園) | 都市公園法 11条2項 | | | ○ | | | | | |
| | 土173 | 略式代執行に関するこ と (広島県立びんご運動公園) | 都市公園法 11条3項 | | | ○ | | | | | |
| | 土174 | 監督処分に伴う損失の補償に関するこ と (広島県立びんご運動公園) | 都市公園法 12条1項 | | | ○ | | | | | |
| | 土175 | 公園施設の設置又は管理の許可申請に関するこ と (広島県立みよし公園) | 都市公園法 5条2項 | | | ○ | | | | | |
| | 土176 | 占用許可、変更の申請に関するこ と (広島県立みよし公園) | 都市公園法 6条1項・3項 | | | ○ | | | | | |
| | 土177 | 原状回復等の指示に関するこ と (広島県立みよし公園) | 都市公園法 10条2項 | | | ○ | | | | | |
| | 土178 | 法律違反者等に対する監督処分に関するこ と (広島県立みよし公園) | 都市公園法 11条1項 | | | ○ | | | | | |
| | 土179 | 許可を受けた者に対する監督処分に関するこ と (広島県立みよし公園) | 都市公園法 11条2項 | | | ○ | | | | | |

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 仕分け | | | 備考 |
|----|-------|--|--------------------|----|-----|----|
| | | | 権限 | 窓口 | 県実施 | |
| | 土180 | 略式代執行に関する事項 (広島県立みよし公園) | 都市公園法 11条3項 | | ○ | |
| | 土181 | 監督処分に伴う損失の補償に関する事項 (広島県立みよし公園) | 都市公園法 12条1項 | | ○ | |
| | 土182 | 行為の許可、変更の許可申請に関する事項 (広島県立みよし公園) | 広島県都市公園条例 2条1項 | | ○ | |
| | 土183 | 条例違反者等に対する処分、措置命令に関する事項 (広島県立みよし公園) | 広島県都市公園条例 7条1項 | | ○ | |
| | 土184 | 許可を受けた者に対する処分、措置命令に関する事項 (広島県立みよし公園) | 広島県都市公園条例 7条2項 | | ○ | |
| | 土185 | 使用料の徴収に関する事項(有料公園施設、設備) (広島県立みよし公園) | 広島県都市公園条例 8条1項 | | ○ | |
| | 土186 | 土地等の使用料の徴収に関する事項 (広島県立みよし公園) | 広島県都市公園条例 9条1項 | | ○ | |
| | 土187 | 使用料の減免申請に関する事項(減免処分を除く) (広島県立みよし公園) | 広島県都市公園条例 10条 | | ○ | |
| | 土188 | 使用料還付に関する事項 (広島県立みよし公園) | 広島県都市公園条例 11条 | | ○ | |
| | 土189 | 行為の許可、変更の申請に関する事項 (広島県立びんご運動公園) | 広島県都市公園条例 2条1項 | | ○ | |
| | 土190 | 条例違反者等に対する処分、措置命令に関する事項 (広島県立びんご運動公園) | 広島県都市公園条例 7条1項 | | ○ | |
| | 土191 | 許可を受けた者に対する処分、措置命令に関する事項 (広島県立びんご運動公園) | 広島県都市公園条例 7条2項 | | ○ | |
| | 土192 | 利用料金の徴収に関する事項(有料公園施設、設備) (広島県立びんご運動公園) | 広島県都市公園条例 8条1項 | | ○ | |
| | 土193 | 土地等の使用料の徴収に関する事項 (広島県立びんご運動公園) | 広島県都市公園条例 9条1項 | | ○ | |
| | 土194 | 使用料等の減免申請に関する事項(減免処分を除く) (広島県立びんご運動公園) | 広島県都市公園条例 10条 | | ○ | |
| | 土195 | 使用料等還付に関する事項 (広島県立びんご運動公園) | 広島県都市公園条例 11条 | | ○ | |
| | 土196 | 利用料金の額の承認に関する事項 (広島県立びんご運動公園) | 広島県都市公園条例 14条2項 | | ○ | |
| | 土197 | 土地等の使用料の徴収方法に係る分納又は後納に関する事項 (広島県立びんご運動公園) | 広島県都市公園条例施行規則9条3項 | | ○ | |
| | 土198 | 土地等の使用料の徴収方法に係る分納又は後納に関する事項 (広島県立みよし公園) | 広島県都市公園条例施行規則9条3項 | | ○ | |

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備考 |
|--------|-------|--|-----------------------------------|----------|----------|---------|-------------------------|
| | | | | 権限 委託 | 窓口 移譲 | 県 実施 | |
| 土 | 土199 | 利用期間等の変更に関すること (広島県立びんご運動公園) | 広島県立びんご運動公園管理運営規則3条2項 | | | ○ | |
| | 土200 | 有料公園施設等の利用の許可申請に関すること (広島県立びんご運動公園) | 広島県立びんご運動公園管理運営規則4条1項 | | | ○ | |
| | 土201 | 利用許可の取消し又は利用の制限に関すること (広島県立びんご運動公園) | 広島県立びんご運動公園管理運営規則10条 | | | ○ | |
| | 土202 | 入園拒否に関すること (広島県立びんご運動公園) | 広島県立びんご運動公園管理運営規則13条1項 | | | ○ | |
| | 土203 | 退去命令に関すること (広島県立びんご運動公園) | 広島県立びんご運動公園管理運営規則13条2項 | | | ○ | |
| | 土204 | 損害賠償に関すること (広島県立びんご運動公園) | 広島県立びんご運動公園管理運営規則14条1項 | | | ○ | |
| | 土205 | 公開日及び公開時間の変更に関すること (広島県立みよし公園) | 広島県立みよし公園管理運営規則3条2項 | | | ○ | |
| | 土206 | 有料公園施設等の利用の許可申請に関すること (広島県立みよし公園) | 広島県立みよし公園管理運営規則4条 | | | ○ | |
| | 土207 | 利用許可の取消し又は利用の制限に関すること (広島県立みよし公園) | 広島県立みよし公園管理運営規則10条 | | | ○ | |
| | 土208 | 入園拒否に関すること (広島県立みよし公園) | 広島県立みよし公園管理運営規則13条1項 | | | ○ | |
| | 土209 | 退去命令に関すること (広島県立みよし公園) | 広島県立みよし公園管理運営規則13条2項 | | | ○ | |
| | 土210 | 損害賠償に関すること (広島県立みよし公園) | 広島県立みよし公園管理運営規則14条1項 | | | ○ | |
| 下水道の管理 | 土211 | 広島県立みよし公園の維持修繕に関すること | 委任規則7④82 | | | ○ | |
| | 土212 | 広島県立びんご運動公園の維持修繕に関すること | 委任規則7④82 | | | ○ | |
| | 土213 | 下水道法の事業認可の指導に関すること | 下水道法3条 | | | ○ | |
| | 土214 | 流域下水道事業に関すること（管理課の所掌に属するものを除く。） | 下水道法25条2項 行政組織規則26, 26-5, 26-6 | | | ○ | 指定管理者制度等を活用。行政決定権限は県実施。 |
| | 土215 | 流域下水道の維持補修に関すること | 下水道法25条2項 行政組織規則26, 26-5, 26-6 | | | ○ | |
| | 土216 | 流域下水道の管理に関すること | 下水道法25条2項 行政組織規則26, 26-5, 26-6 | | | ○ | |

事務事業仕分表(土木建築部 公共)

| 項 目 | | 事 務 内 容 | 仕分け | | 備 考 | | | |
|-----------------------------|---------|--|----------------------------------|----------------------------------|--|--|--|--|
| | | | 権限 | 県実施 | | | | |
| X 地域の生活基盤に関する事務 | | | | | | | | |
| X-2 交通基盤の整備に関する事務 | | | | | | | | |
| 道路・街路の整備、維持及び管理 | 土木公共- 1 | 指定区間外国道及び県道に係る通行制限・禁止等法令に基づく管理 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | ○道路管理者である県で実施する。 | | | |
| | 土木公共- 2 | 指定区間外国道及び県道に係る維持修繕(別途、県が具体的範囲を定める) | <input type="radio"/> | | ○事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて移譲を進める。具体には、管理権を伴う業務や予算の一元的な管理を必要とする工事等を除き、市町による事業実施を進めていく。 | | | |
| | 土木公共- 3 | 指定区間外国道及び県道に係る道路事業(設計・積算や用地買収・補償等を含む) ①道路事業(単県:国補と関連したもの等を除く) ②道路事業(国補)及び国補と関連した単県道路事業 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | ①事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて移譲を進める。具体には、単県道路事業について、路線の性格、各種プロジェクトとの関連性、技術的難易度等を勘案しながら、市町による事業実施を進めていく。 ②県で実施する。 | | | |
| | 土木公共- 4 | 指定区間外国道及び県道に係る災害復旧 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | ○道路管理者である県で実施する。 | | | |
| | 土木公共- 5 | 市町工事の指導、補助金の交付申請書・実績報告書等の審査、報告の徴収、検査等 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | ○県で実施する(市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する)。 | | | |
| 港湾の整備、維持及び管理 県管理地方港湾 | 土木公共- 6 | 占用許可等法令に基づく管理 ①地域的に利用される地方港湾 ②広域的に利用される地方港湾 ※桟橋や旅客施設の管理、使用料の徴収等は、事務委託により市町に移譲済み | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | ・地域的に利用されるものと広域的に利用されるものを整理する(以下、同じ)。 ①施設整備が必要なものを除き、計画期間を通じて管理者の変更を進めていく(管理者変更までの間は、事務委託で市町に委託したものは市町、その他は県で実施する)。 ②港湾管理者である県で実施する。 | | | |
| | 土木公共- 7 | 地方港湾の維持修繕 ①地域的に利用される地方港湾 ②広域的に利用される地方港湾 ※市町に事務委託した施設の1件百万円未満の維持修繕は市町に移譲済み | <input type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> | ①管理者変更により移譲する ●管理者変更までは原則として県で実施するが、港湾土木技術の特殊性等を踏まえながら、可能なものについては事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用して市町による事業実施を進めていく。 ②港湾管理者である県で実施する。 | | | |
| | 土木公共- 8 | 地方港湾の施設整備(単県、国補) ①地域的に利用される地方港湾 ②広域的に利用される地方港湾 | <input checked="" type="radio"/> | <input type="radio"/> | ①管理者変更により移譲する ●管理者変更までは原則として県で実施するが、単県施設整備については、港湾土木技術の特殊性等を踏まえながら、可能なものについては事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用して市町による事業実施を進めていく。 ②港湾管理者である県で実施する。 | | | |
| | 土木公共- 9 | 地方港湾の災害復旧 ①地域的に利用される地方港湾 ②広域的に利用される地方港湾 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | ①管理者変更により移譲する(管理者変更までは、県で実施する)。 ②港湾管理者である県で実施する。 | | | |

事務事業仕分表(土木建築部 公共)

| 項 目 | | 事 務 内 容 | 仕分け | | 備 考 | | | |
|--|---------|---|-------------|-----|---|--|--|--|
| | | | 権限移譲 | 県実施 | | | | |
| X 地域の生活基盤に関する事務 | | | | | | | | |
| X-3 住民の生命財産保全に関する事務 | | | | | | | | |
| 海岸保全区域の管理及び海岸保全施設の整備、維持及び管理 地方港湾の港湾海岸 | 土木公共-10 | 港湾区域内の海岸保全区域における占用許可、工事原因者への工事命令等法令に基づく管理 ①地域的に利用される地方港湾の区域内 ②広域的に利用される地方港湾の区域内 | ① ② | | ①施設整備が必要なものを除き、計画期間を通じて、港湾管理者変更と一体に海岸管理者の変更を進めていく（管理者変更までの間は、県で実施する）。 ②海岸管理者である県で実施する。 | | | |
| | 土木公共-11 | 港湾区域内の海岸保全施設の維持修繕 ①地域的に利用される地方港湾区域内 ②広域的に利用される地方港湾区域内 | ① ● ② | | ①港湾管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する ●管理者変更までは、原則として県で実施するが、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用して市町による事業実施を進めていく。 ②海岸管理者である県で実施する。 | | | |
| | 土木公共-12 | 港湾区域内の海岸保全施設の施設整備 ①地域的に利用される地方港湾区域内 ②広域的に利用される地方港湾区域内 | ① ② | | ①港湾管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する（管理者変更までは、原則として県で実施する）。 ②海岸管理者である県で実施する | | | |
| | 土木公共-13 | 港湾区域内の海岸保全施設の災害復旧 ①地域的に利用される地方港湾区域内 ②広域的に利用される地方港湾区域内 | ① ② | | ①港湾管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する（管理者変更までは、県で実施する）。 ②海岸管理者である県で実施する。 | | | |
| 海岸保全施設の整備、維持及び管理 建設海岸 | 土木公共-14 | 海岸保全区域（旧建設省所管分）に係る占用許可、工事原因者への工事命令等法令に基づく管理 | ○ | | ○施設整備が必要なものを除き、海岸法5条2項の適用方法等を検討し、計画期間を通じて管理者変更を進めていく（管理者変更を行うまでの間は、県で実施する）。 | | | |
| | | 海岸保全区域（旧建設省所管分）に係る ①占用許可等日常的管理 ②工事原因者への工事命令等 | ① ② | | ①海岸法5条2項による管理者変更を行うまでの間においても、海岸法5条6項により移譲可能な事務は権限移譲を進めていく。 ②管理者変更までの間は、県で実施する（海岸法5条6項、海岸法施行令1条の4により移譲できない事務） | | | |
| | 土木公共-15 | 海岸保全区域（旧建設省所管分）内の海岸保全施設の維持修繕 | ○ ● | | ○管理者変更により移譲する。 ●管理者変更までは、原則として県が実施するが、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用した市町による事業実施を進めていく。 | | | |

事務事業仕分表(土木建築部 公共)

| 項目 | | 事務内容 | 仕分け 権限 移譲 | 県 実施 | 備考 |
|----------------------------|---------|--|-----------------|---------|---|
| | 土木公共-16 | 海岸保全区域（旧建設省所管分）内の海岸保全施設の施設整備 | ○ | | ○管理者変更により移譲する（管理者変更までは、原則として県で実施する）。 |
| | 土木公共-17 | 海岸保全区域（旧建設省所管分）内の海岸保全施設の災害復旧 | ○ | | ○管理者変更により移譲する（管理者変更までは、県で実施する）。 |
| 海岸保全施設の整備、維持及び管理 一般公共海岸 | 土木公共-18 | 一般公共海岸区域に係る占用許可等法令に基づく管理 | ○ | | ○海岸法37条の3第3項による海岸管理者の変更を進めていく（管理者変更までは、県で管理する）。 |
| 河川の整備、維持及び管理 | 土木公共-19 | 占用許可・工作物設置許可等法令に基づく管理 | ○ | | ○河川管理者である県で実施する。なお、河川敷の利用については、市町の包括占用許可制度の利用を促進していく。 |
| | 土木公共-20 | 維持修繕 ①市町の区域内で水系が完結する2級河川 ②1級河川の県管理区間及び水系が市町の区域を越える2級河川 | ① ② | | ①事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて移譲を進める。 具体には、床止工等の重要な構造物の補強・補修工事を除き、市町による事業実施を進めていく。 ②河川管理者である県で実施する。 |
| | 土木公共-21 | 河川改良等の工事実施 ①市町の区域内で水系が完結する2級河川 ②1級河川の県管理区間及び水系が市町の区域を越える2級河川 | ① ② | | ①事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて移譲を進める。 具体には、単県事業のうち、一定の計画に基づくものを除き、護岸補強等の工事について、市町による事業実施を進めていく。 ②河川管理者である県で実施する。 |
| | 土木公共-22 | 災害復旧 | ○ | | ○河川管理者である県で実施する。 |
| | 土木公共-23 | 市町工事の指導、補助金の交付申請書・実績報告書等の審査、報告の徴収、検査等 | ○ | | ○県で実施する。 |

事務事業仕分表(土木建築部 公共)

| 項目 | | 事務内容 | 仕分け 権限 移譲 | 県 実施 | 備考 | |
|--------------------------|---------|---------------------------------------|-----------------|---------|---|--|
| | | | | | | |
| 砂防施設の整備、維持及び砂防指定地の管理 | 土木公共-24 | 砂防指定地内の許認可等法令に基づく管理 | ※ | | ※指定地内における占用許可等の管理権限については、国に対する制度改正の提案を行うとともに、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、計画期間を通じて、移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。 | |
| | 土木公共-25 | 砂防施設の維持修繕 | ○ | | ○砂防法9条は市町による工事請負を禁止しており、県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。 | |
| | 土木公共-26 | 砂防施設の施設整備（単県、国補） | ○ | | ○砂防法9条は市町による工事請負を禁止しており、県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。 | |
| | 土木公共-27 | 砂防施設の災害復旧 | ○ | | ○砂防法9条は市町による工事請負を禁止しており、県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。 | |
| 急傾斜地崩壊防止施設の整備、維持及び指定地の管理 | 土木公共-28 | 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び指定地内の許認可等法令に基づく管理 | ※ | | ※指定区域内における占用許可等の管理権限については、国に対する制度改正の提案を行うとともに、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、計画期間を通じて、移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。 | |
| | 土木公共-29 | 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕 | ○ | | ○事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて移譲を進める。具体的には、技術的に難易度の高い修繕工事を除き、市町による事業実施を進めていく。 今後、市町による事業実施の拡大について検討を行い、国に制度改正を提案していく。 | |
| | 土木公共-30 | 急傾斜地崩壊防止施設の施設整備（国補） | ○ | | ○県で実施する。なお、本県では単県事業を行っていないいか、市町事業に対する単県補助制度を設けており、この補助制度を利用した市町による事業実施を進めていく。 今後、市町による事業実施の拡大について検討を行い、国に制度改正を提案していく。 | |
| | 土木公共-31 | 急傾斜地崩壊防止施設の災害復旧 | ○ | | ○県で実施する。 今後、市町による事業実施の拡大について検討を行い、国に制度改正を提案していく。 | |
| | 土木公共-32 | 市町工事の指導、補助金の交付申請書・実績報告書等の審査、報告の徴収、検査等 | ○ | | ○県で実施する。 | |

事務事業仕分表(土木建築部 公共)

| 項 目 | | 事 務 内 容 | 仕分け | | 備 考 |
|------------------------|---------|--|------------------|-------------|--|
| | | | 権 限 移 譲 | 県 実 施 | |
| 地すべり防止施設の整備、維持及び指定地の管理 | 土木公共-33 | 地すべり防止区域内の許認可等法令に基づく管理 | ※ | | ※指定地内における占用許可等の管理権限については、国に対する制度改正の提案を行うとともに、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、計画期間を通じて、移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。 |
| | 土木公共-34 | 地すべり防止施設の維持修繕 | ○ | | ○技術的に難易度の高い工事であり、当面県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。 |
| | 土木公共-35 | 地すべり防止施設の施設整備 (単独、国補) | ○ | | ○技術的に難易度の高い工事であり、当面県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。 |
| | 土木公共-36 | 地すべり防止施設の災害復旧 | ○ | | ○技術的に難易度の高い工事であることから、当面県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。 |
| ダム建設 ダム管理 | 土木公共-37 | ・梶毛ダムの建設工事 ・福富ダムの建設工事 ・仁賀ダムの建設工事 ・野間川ダムの建設工事 ・山田川ダムの建設工事 | ○ | | ○技術的に難易度の高い工事であり、県で実施する。 |
| | 土木公共-38 | ・魚切ダムの管理 ・野呂川ダムの管理 ・椋梨ダムの管理 ・四川ダムの管理 | ○ | | ○管理に高度な技術を要することから、県で実施する。 |

事務事業仕分表(その他)

| 項目 | 部-No. | 事務内容 | 仕分け | | | 備考 | | | |
|-----------------------------|-------|---|---|------|-----|---|--|--|--|
| | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 県実施 | | | | |
| III 事業活動の規制に関する事務 | | | | | | | | | |
| III-1 事業活動の許可等に関する事務 | | | | | | | | | |
| 商工業 | 商 1 | 【本庁事務】商工会議所法に基づく負担金賦課の許可、定款変更の許可、収支決算書等の受理、検査等 | 商工会議所法 7条2項1・2号 10条2・3項 12条1項 46条2・4項 57条 58条1項 59条1・4項 | ○ | | いずれも、第一次権限移譲計画に記載されている事務（商工会議所法・商工会法に基づく権限は補助事業と一体的に移譲） | | | |
| | 商 2 | 【本庁事務】商工会法に基づく設立の認可、定款変更の認可、総会招集の承認、検査等 | 商工会法 23条1項 24条 42条5項 44条2・4項 48条5項 49条 50条1項 51条 52条2項 52の2条2・5項 53条 54条1・2・4項 55条 | ○ | | | | | |
| | 商 3 | 【本庁事務】大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設届の受理、届出事項の変更届の受理、地位承継届の受理、報告徴収等 | 大規模小売店舗立地法 3条2項 5条1・3項 6条1・2・3・5・6項 7条3項 8条1・2・3・4・6・7・8項 9条1・3・4・5・7項 11条3項 12条 14条 | ○ | | | | | |
| | 商 4 | 【本庁事務】工場立地法に基づく特定工場の新設届の受理、届出事項の変更届の受理、地位承継届の受理等 | 工場立地法 4条の2第1項 6条1項 7条1項 8条1項 9条 10条1項 11条2項 12条 13条3項 | ○ | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | |
| 旅券 | 総 1 | 一般旅券の申請受理及び交付 | 旅券法の一部を改正する法律 〔平成16年法律第98号、施行は公布日(H16.6.9)から2年以内〕 | △ | ○ | 法改正の趣旨は、旅券に関し都道府県が処理することとされる事務について、市町村等においても処理を可能とするもの。 いくつかの市に窓口を設置することを検討。 | | | |

事務事業仕分表(その他)

| 項 目 | 部-No. | 事 務 内 容 | 根拠法令 | 仕分け | | | 備 考 |
|-------|-------|-------------------------------|--------|------|------|----|--------------------------|
| | | | | 権限移譲 | 窓口委託 | 実施 | |
| 文化財保護 | 教 1 | 【本庁事務】埋蔵文化財の発掘調査の届出受理等 | 文化財保護法 | ○ | | | いずれも、第一次権限移譲計画に記載されている事務 |
| | 教 2 | 【本庁事務】埋蔵文化財等の土木工事等のための発掘届出受理等 | 文化財保護法 | ○ | | | |
| | 教 3 | 【本庁事務】史跡名勝天然記念物の現状変更許可等 | 文化財保護法 | ○ | | | |